

議 事 日 程

平成 2 9 年 第 3 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 午 前 1 0 時 開 議

| 日 程 | 議 案 番 号 | 議 件 |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期の決定 |
| 日程第 4 | | 諸般報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | 発議案第 1 号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 7 | | 一般質問 |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 6 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 9 年度浜中町一般会計補正予算（第 3 号） |

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から平成29年第3回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番三上議員及び8番前田議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり本日から14日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告を
いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第1号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (発議案朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第7 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今回、矢臼別演習場での日米合同演習も最初から様変わりしていましたが、米海兵隊の輸送機 MV 2 2 型のオスプレイを含む日米合同演習実施について浜中町に打診があったのは、いつでしたか。

また、このオスプレイを含む日米合同演習の内容について、どのような説明があったのか教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。7月28日に防衛局が来町しております。その際には、オスプレイを含む日米合同演習実施について当町への打診は、ございました。また当日その日米合同演習についての概要の説明をいただいておりますけれども内容としましては、北海道大演習場、上富良野演習場、矢臼別演習場の道内3つの演習場において日米合同による空中機動訓練や射撃訓練など日本側から1300人、アメリカ側から2000人これらの編成による米海兵隊の HAIMARS 砲と155ミリ榴弾砲の実射訓練自衛隊は99式155ミリ自走榴弾砲の実射訓練を計画しているという事で説明を受けております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 最初にオスプレイの実施は、北海道の大演習場と上富良野演習場で行われていて、矢臼別演習場では、航空機の使用が無いと言う事の説明を受けたのは、いつでしたか。

また、どのような理由でそうなったのか説明してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 先程、前段の質問でオスプレイを含む日米合同演習の実施について浜中町に打診があったかと言うご質問だったと思いましたが。それで7月23日に概要の説明があったと言う事でお答えしましたが、議員おっしゃられますように6月23日に防衛省の方から当町へ来町されております。その時の説明では、まだ道内における演習地、演習場所の訓練内容については、現在調整中です。これが7月中旬に決まると言う事の内容で6月23日に本町へみえられた時の説明となっております。その後7月28日に防衛省の方から、その訓練の概要という事で決まった部分での説明があった

と理解しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 矢臼別での演習は、米海兵隊の HIMARS 砲と 155 ミリ榴弾砲の実射訓練、自衛隊は 99 式 155 ミリ自走榴弾砲の実射訓練である事の説明を受けたのは、いつですか。また、その際、合同演習での米軍と自衛隊の合同演習の形態は、どのようにされたのか、また説明は受けたのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 訓練の関係につきましては、6月議会で議員の方から、質問があったところです。町としては、4月と言う事で新聞報道がありましたけれども、6月に話が進んできたと感じているところであります。その質問の中でオスプレイの関係などについて質問されましたけれども、それについては、調整中という事での回答であったと思っています。その後、農民組合さんから要請がありましてぜひ、このオスプレイについて中止してもらいたい、更には別海でも集会が持たれると言うお話がありました。町長としては、今まで自衛隊のヘリを含め事故がありましたので、反対していきいたいと言う事でした。もし、その様な事があれば反対したいと言う話をさせてもらいましたけれども経過としては、その程度ですし、また6月23日に防衛局の方から調整中だと言う事でありました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） オスプレイは、浜中町を含む矢臼別演習場ではやらない。ここでは、高軌道の実射訓練を行う状況であったと思います。私は、オスプレイが来ないで本当に良かったと思っています。最初は、オスプレイを含む訓練は、矢臼別を含む3つの演習場で行う計画であったが、どうして矢臼別に来なかったのか、町としてどのように考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 訓練の概要の説明を受けた7月28日に北海道防衛局からみえられた方の説明会の内容で申し上げますと、訓練の概要の部分でのオスプレイの訓練の実施場所としては、北海道大演習場と上富良野演習場で行われるという事で説明がありましたので結果としては、矢臼別の演習場の方には、オスプレイの訓練が見込まれていないのかなという事で受けとめております。あくまでも北海道大演習場と上富良野演習場で行うと言う様な説明でありました。

また、2つの演習場でのオスプレイの訓練に至った理由について防衛局から説明はございませんでした。

○議長（波岡玄智君） 加藤委員。

○1番（加藤弘二君） 8月ともなれば牛も放牧されており、この大型のオスプレイが森から突然現れて牛の目の前にきたら暴走するんじゃないか、また丹頂鶴が羽を広げただけで牛は、驚いて暴走したり突然の音で暴走するという声も農民の間でなされました。農民や地域の方々からのオスプレイ来るなという声が防衛局に届いたのではないかなと思います。町長が先ほど言われましたように農民団体が反対している、だから私は、反対しますと言われましたが、隣の厚岸町では、オスプレイの話は受けないと厚岸町長が言われて訪問を断ったという事でした。その後、周辺の標茶町や別海町でもオスプレイを使って矢臼別の演習場でやられるのは困るという様な事も言っておられました。

4町の反対の声が今回、響いたのではないのかなと私は、その様に受け止めたいと思います。次は、来るのかなという問題もありますが私は、この沢山の牛を抱えている3つの町村におきましては、今後も引き続き断固としてオスプレイの矢臼別演習場飛来は、やめてほしいという声を続けてほしいなと思います。何をやったのかという事では、先程海兵隊のHAIMARSで227ミリを撃った、あるいは連射砲で相当数打っているのですが私たちの仲間は、矢臼別の演習場ど真ん中の平和広場という所で発着弾数をずっと数えているんです。今年一番多かったのは8月26日で756発撃ってしまして合計で2475発およそ2500発の155ミリ銃弾砲あるいは、227ミリのロケット砲を数えているそうです。この数は、今まで最高10日間で3100発で海兵隊が撃った最高数で今回それに続く大規模な演習でした。私たちが砲弾数を数えたのですが、これは、米海兵隊が撃ったものなのか、自衛隊が撃ったものなのか分からないまた、民間団体が何発撃ったのかも分からないんですよ。非常に時間もかかるし正確なものではないと思うんです。私は、矢臼別演習場で海兵隊が射程距離をどのくらいのところから何発撃って155ミリ榴弾砲の自走砲射が何台参加して米軍と自衛隊がどのように共同しながら演習をやったのか、演習の中身までしっかり報告してもらおうという事が地方自治体の責任ではないのかなと思います。民間団体がやるのではなくて住民の安全・安心そういうものをしっかり保障する為にどのような演習を今回矢臼別とするのか、そしてやったのかという事をはっきり自治体として抑えると言う事が周辺の住民への安心安全に繋がるものだと思うし防衛局や演習した人に対してどのような計画をもってやるのか、結

果はどうかと言う事まで明らかにしてもらおうと言う事が大切だと思うのですが、これについては、どのように考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、矢臼別での具体的な訓練内容それから、実射訓練による発弾数の情報と言う事でのご質問でありますけれども、この件につきましては、米海兵隊が矢臼別の方で今回行った発射訓練に要した発射弾数それから、どのような機材を使って発射した訓練内容だったのか、このような発弾数ですが、例えば訓練の当日に使ったものは、何なのかと言う事で防衛省の方から情報の提供があるかと言う事では照会しましたが、その米海兵隊の部分について公開はされていないと言う事で、返答をいただいています。それから矢臼別演習場の中でこの期間中に陸上自衛隊が撃ったのか米海兵隊が撃ったのかと言う発弾数の関係については、中々どの音が米海兵隊の音で自衛隊の音なのか聞き分けるのが難しいかと思えます。通常の矢臼別演習場の陸上自衛隊の訓練情報につきましては、それぞれ月初めに訓練の前段分、後段分と言う形で役場の方に毎月情報としてきます。それで今回この期間中は、8月の後段部分の訓練と言う事で陸上自衛隊の発弾数の予定で情報提供があります。それを見ますと8月の19日から28日は、他連装ロケットについては、54発予定していると言う事です。

それから155ミリ榴弾砲は5462発と言う様な発射訓練の発弾数として計画していると言う事で陸上自衛隊の方から情報としていただいているところです。米海兵隊での実施弾数とかの情報の公開は、されていないと言う事です。

それから期間中での矢臼別で行う訓練の内容につきましては、どのような形で行われるかと言う概要ですがHIMARSを使った訓練を行う、また155ミリ榴弾砲を使った訓練を行うと言う様な事で毎日、北海道防衛局からメールで当町の役場の方にいただいております。それには、前の日に翌日の訓練に使う機材の情報提供、当日の朝に予定している部分の機材の情報、その日のメールの受信の記録を見ますと午後9時代に行った訓練に使用した機材などの実績報告が役場の方にメールでくると言う事、また訓練の内容、発弾数に関しての記載はありません。それと何を使つての訓練なのかについては、メールで受信していると言う事でありませぬ。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 予定の発弾数は、自衛隊のみ翌日に何発撃つのかと言う計画がだされておりますが、これを実施した後の報告は自衛隊の方からはありませんでした。

また、米海兵隊もそれについては、触れませんでした。それとこの弾数について自衛隊から報告があったのですが、どのような演習をやったのか、説明してもらいたいののですが、空挺団がC1輸送機から降下していくと言う事が1日目にあったんです。

それからHAIMARSのロケット砲は、射程30キロから300キロまでのロケット砲ですけども、その実射も遠い距離まで届くものでやり、自走砲の155ミリの連射砲を近くから撃っていると言う事なのですが、これは日米合同演習共同演習でどのような内容の演習なのかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 日米での合同訓練として今、議員がおっしゃられたようなHAIMARS砲や155ミリ榴弾砲、155ミリ自走の榴弾砲を演習場内で使用すると言う事ではありますが、どのような形で米海兵隊と陸上自衛隊が訓練を行っているのかと言う事に関しては、承知しておりません。同時に発射しているか、あるいは交互に発射しているかと言う事になると思うのですが、その訓練の状態についても承知しておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

この平和団体では、HAIMARSの使用や155ミリの連射砲それから自衛隊がその中で、どのような役割を果たすのかと言うような事では、一応想定しているんです。南シナ海の島の奪還これは輸送機で降りてから長距離のミサイルを発射して、その後155ミリ榴弾砲を落としてから銃を持った歩兵部隊が後に続いて演習する、これは米海兵隊が米軍の指示にしたがって遠い距離から発射して自衛隊がその後、接近戦で島を取り返す、これは北朝鮮に向けてこの訓練が矢臼別演習場でなされたのではないかと思うんです。この平和団体としては、そのような予想もあるのですが私は、地方自治体もそこまで連想してロケットが飛んだ時はどうなのか、自走砲が走ってあるいは、機関銃を持って走る落下傘部隊をただ降りたのではなく80キロもある武器を持って一緒に降りてやると言う様な大々的な戦闘状態なんです。戦闘状態を想定しての演習なので、これを明らかにしてこのような演習なら矢臼別演習場でやってほしくないと言ったのか、やはり浜中町に責任を負う自治体がどんな弾を撃ち、落下傘で降りたのかを把握し、声を出していくべきです。そして北海道の防衛局に演習の内容の説明を求める事も私は、大切かなと思うんです。今回、ブリーフィングと言うものは、なかったんですが、一般の市民や農家の人たちに対して演習内容をやるという事で私たちが要求したのですが、本当に秘密主義で自分たちが勝手にやりました。自治体には、研修という名前で説明があ

ったと思いますが、どのような内容でしたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今回の矢臼別での合同訓練の期間中に議員おっしゃられましたように矢臼別演習場内で自治体向けの研修と言う事で各自治体の担当者が行って実射訓練の一部を見学すると言う事で総務課長の私が現地の方へ行ってきました。

内容としましては、集合場所から当日、米軍による155ミリ榴弾砲が訓練場所に5門設置してありました。この設置しているものを発射すると言う事の見学です。

前段で色々と説明もございましたが訓練内容としては、発射する地点から16キロ先を目標にして着弾させると言うような訓練状況を見学すると言う事でありました。発射の見学時間は、20分くらいと言う事になっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 研修で防衛局が行政としてやっているルートで町の職員にも研修と言う名前で参加してほしいと言う事で町の職員からの質問に対しては、一切なしだと思います。この様な状況の中で総じて言えば北朝鮮を想定したり潜水艦を想定したり色々、考えながら米軍と自衛隊が一緒になって実戦的な演習をやっているという状況です。これは、安保法制が強行採決されたとはいえ、まだ日本国憲法は、海外派遣しない、国の交戦権は認めない、戦争はもうしないと言う反省の上に立って、あの日本国憲法が72年間輝いています。ここをしっかりと守って行くと言う事で政府が守らなければ国民がそれを守らせるという姿勢が今こそ大切だと思うのですが私は、ここで生活していて住民として許せない思いでおります。特に、11日の月曜日は、朝から晩まで家が揺れるくらい大きな砲弾の音でした。砲弾をただ撃っているだけでなく実際、敵を見ながらこのような事をやっていると言う憲法違反の実践ではないのかなと私は、思うのですが、この事に対して町長は今後、どのような気持ちでこれに対応したいと考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今回、研修に私が行って来た訳ですけれども、これまでのブリーフィングと言う事の地元への事前説明を沖縄県の県道104号線越えの実弾射撃訓練など、その時には、確かにそういった形で地元へも訓練の概要説明を自治体含めて実施していると言う所はあります。

それから、先ほど町長言うておりましたけれども、農民組合の方が来町された際にこ

の辺の沖縄の県道104号線越え実弾射撃訓練と同様の部分で地元への説明を要請すべきだと言う事で申し入れがありました。この事については、同日に新しい北海道防衛局長が着任されたその日に挨拶に来られています。8月9日午前中に農民組合から申し入れがあった部分を同日午後、防衛局長が着任の挨拶にみえられた時にその話を口頭で申し入れております。日米共同訓練に関しての説明を地元としても要請したいと言う事で申し入れているところです。結果としては、期間中に地元周辺の住民の方々への情報提供や説明は、ございませんでした。

また、全体を通してオスプレイの関連で言いますと8月18日に北海道大演習場においてオスプレイを使用した空中機動訓練が公開されておりますけれども期間中の全体の演習場、矢臼別も含めて情報の公開はされていませんし、地元説明会も行われていないと言う事であります。今後につきましては、色々な意見とかも含めて申し上げて行く事になると思いますが県道104号線とは、今回の日米共同訓練とは違いますので、なかなか防衛省の方からの地元への説明では、自治体全体の概要の説明で留まっているのかと感じております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 少し説明が前後しますけれども、道防衛局に対する要請、要望を含めて、この間多くの要望がありました。最初に7月の中旬にどこの場所でやるのかと言う事がわからない、そしてまたオスプレイが来るんじゃないかと言う報道の中で関係する自治体で防衛局に要望しています。その要望は、北海道大演習場そして上富良野そして然別も入っていますが、その時は場所が決まっていませんでしたが、そこに矢臼別も入ってほしいと言う事でした。その要望書の中身をみましたらオスプレイは来るだろうと言う前提なんです。その中には、私入らないと答えたんです。その前段でオスプレイが来るとすれば反対だと言っておりますので、もし来た場合は、通してくれと言う要望でしたので浜中町は入りませんでした。厚岸町は、若狭町長が防衛局とは、会いたくないと言う話をしていました。別海町では、修正案をだしたらしく地域に農業の町ですから、その事をしっかり守ってもらいたい旨の事を付け加えようとしたら、認められなかったので別海町も参加しませんでした。その要望書に関して言えば矢臼別については、一切どこも参加しませんでした。今回、色々な形で要望を出していますけれども今回の新しく着任された防衛局長が来町されたその日の午前中にこのような要望がありましたので、その事をしっかり伝えると言う事を口頭で言いました。その後、返事は一

切ありません。ただ、小さい町の方でその部分を要望していると中々返事もこないのかと思います。そして、またそのブリーフィングですけれども、あくまでも SACO 訓練並みのものを要求したのですが、それが認められなかったと言う事になります。

今回も全て矢臼別の SACO の部分については、標茶も含めて 4 つの自治体で意思統一をしてやりますけれども、北海道全体での演習場になってくると然別も含めるとすれば中々まとまらないと言うのが実態であります。そして要望も各自変わってくるのかなと思っております。この事は、地元、地域に影響がある事ですのでこれについては、その都度これからも反対していきまじし要望もしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 経過と言う事でわかりました。私自身、ずっと反対してきた者としての反省ですけれども、地域住民に対する呼びかけや実射された後の影響等についてわずか4件しか回る事が出来なかったんです。その事で思ったのは、米軍が来ている事に驚きました。オスプレイが来ないと言う事から自衛隊だけの演習だと思っていたんです。地域住民には、今回の演習で大きな音が続くかもしれませんと言う事で実際、我々は、反対しておりますし演習の音が迷惑だと言っている事については、演習をやめてほしいと言う事からすれば農家の方々の声は、大変重要な事だと思ひ、反省をしてやってきました。

次に矢臼別演習場をなくして50年後には、矢臼別全体を北海道自然公園にしたらどうかと言う構想なんです。これは、50年やっても反対で、これは無くなりません。どんどん演習が盛んになるんですよ。この広い釧根原野の中で、ほとんど牧草地になっている中で1万6800ヘクタールが50年経った今は、雑木が生い茂り、林となり森を成しているところもあり、鹿や熊も闊歩し、いろんな生き物が沢山生息しています。30年以上前に川瀬牧場から砲弾の音に驚き逃げて帰って来なかった馬が今や自然繁殖で群れを成して野生馬として生きています。最近自衛隊を1年前に退職したOBが安保法制反対の釧根の訴訟に加わって来た人がおります。その方は、戦車隊のOBの方でした。過去に戦車で馬を追いかけた事があると聞きました。私は、その方に何頭くらいいたのかを聞いたら、その方が言うには、50頭くらいいたと言っていました。私は、驚きました。矢臼別に住んでいる浦さんという方がいて、そこの家の馬も逃げて戻って来ない馬が2頭いたと言う話を聞きました。昔の馬がまだ生きていますと言う事は、信じられない気持ちだと思ひます。その方に聞いたら地図をだしてくれまして

馬平と言う馬が生息している地域や鹿平とか色々な地名が演習所の中にあるんです。それから植物では、大きな木で人間2人でも全然届かないような周囲4メートル近くあると思われる大木が立っていたり50年経った中で、こんもりとした森になったりして、そこに鳥たちが集まってきて生息しております。また、この間、自衛隊は動植物に対して故意に殺戮する事もなく演習場となって初期に作った戦車道や155ミリ榴弾砲の発射地点などがむやみに拡大される事なく演習場として最小限の自然破壊でここまで、進めてきたように思います。私も春、雪解けが始まる前に演習場周辺70キロあるのですが、そのうちの3分の1ほど歩いたのですが、色々な足跡が演習場の境界線から出入りしている様子が見られました。狂った北朝鮮のミサイルの発射やそれに対応する日米首脳の軍事での対応のみのワンパターンは、私たちに大きな精神的な不安をもたらしております。しかし現実には、地球全体として日本も含め戦争は、やらないと言う意見が大数を占めています。毎日のように北朝鮮の問題がニュースのトップに居座っている、それが無いと思えば自然災害による大雨情報がくるんですよ。本当に自然破壊の状況とか戦争で不安に陥れられているのは、私たち日本人、韓国人また、ずっと離れたアメリカの人たちだと思うのです。このような世界的にも核兵器は廃絶、戦争はいらないと言っている時期に演習をやらせなければならないと言う状況と言うのは、徐々に解消していかなければならないと思います。

榴弾砲を10日間で、2500発撃ちました。1発諸経費含めて発弾にかかる経費を含めて一発30万です。計算したら75億円です。この75億円の血税が、あの夜の砲弾の音と共に消えていっているんですよ。何とかそういう演習ではなくて、もう都会の人に忘れ去られた自然を取り戻すと言うような運動を私たちが演習場に反対と言う事ではなくて、この地域で残された自然を宝として残して行くと言う方向で53年続けられた攻撃訓練を徐々に解消して我々の釧根原野のただ1つ大きな自然として残っている北海道の自然公園として残すと言う発想、これは私たちの仲間うちでの話になっています。面積的に浜中町は、少ないのですが本当に演習場に近い円朱別の方々、姉別の方々が砲弾の音もなく静かで豊かな農業生産に従事すると言う事が大きな夢だったと思うんです。このような方向転換をして意見をだして町民が皆で考えると言う事について、町長は、どのように思われますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 質問の経過を含めて公園がいいとか、その答えは私が考えた事

と異なります。

1961年、昭和36年の時に陳情書が出ましたが、その中の陳情書というのは、矢白別演習場、別海町矢白別第3地区となっています。そのこの地区の話をして、浜中の人たちが陳情をだしているんです。その陳情書の中身は、すごく幅広いんです。しっかり農業を国の施策である農業開発が決めて矢白別第3地区は、営農農業をやると言う事で国策で入れたんです。これは、昭和36年の陳情書ですが昭和37年、もう一つの国策で国民を守るという事で防衛庁で演習場を作り出したんです。この2つの国策が入り混じった時期だったと思っていますが矢白別演習場で昭和37年から40年ぐらいやっていますけれども、赤旗の「こんにちは」を見て勉強したのですが、その時に出ていたのは53回目の平和盆おどりをやったと言う事、その大会スローガンが2つあり1つは、この演習場の土地を農民に返せと書いてあったんです。これは、確かに56年に前の陳情が挙がった事と繋がるとも思っています。一度、開発の政策で入植させたのに演習をしようと言う時代だったと思っています。この陳情は、浜中町議会で採択されているんです。この陳情の中身は、自衛隊が演習場に来る事で懸念される事があるので、しっかり農業をやってほしいと言う中身なんです。そして1番最後に万が一の国の施策で演習場を作るのであれば地域の周辺をしっかりと整備してもらわなければ困ると言った流れの陳情書です。これについては、すごく難しい陳情書だったと私は、推測しました。

結論から言いますと私としては、1万6800と言う数字について浜中町の農用地面積の農業振興地域内の農業用の面積は、1万8000ヘクタールです。そのうち1万3000が中山間地域直接支払いの対象の農地と言う事になっています。ですから約1万4000から1万5000の中で農業がやられていると思っています。矢白別演習場は、浜中町並みの酪農郷が出来ていたんです。そうすると演習場がないとすれば砲弾の音も聞こえないので、私の考えとしては、逆にその事が出来れば十勝にも酪農、農協、釧根、これがいくつか増えたとすれば大きな力になったのではないかと思います。陳情書に合わせて平和盆踊りの趣旨を考えるとすれば農業でやるべきだったのではないかと思います。まちづくりをする者としては、そのような方法でいくのかなと思っています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 大変良い答弁でした。感謝しております。私の最後の質問で期日で間違っているところがありますので訂正させていただきます。5名の地域の団体を

代表する方々が陳情書を提出しました。その時に相手方は、町長と町議会の議長と書きましたが、その当時は町ではなかったんです。陳情書には、浜中村村長で名前が書いてありますし、浜中村議会議長と名前がありますが、そこを訂正して下さい。

それから、陳情書の中にドライブツから西春別まで軌道車を走らせるという計画があったのですが、その陳情書の中には、なかったんです。それで浜中町、厚岸町、別海町から奥地へ進んで行くと言う事は、矢臼別第3地域の事を指しているんです。そこで最後まで自分は、矢臼別から動かないと言った農民に川瀬汎二と言う方がおりましてこの方は、作物が何も取れないので測量の出面取りで生活を立てていました。西春別からミマッカを通過して厚岸のドライブツに抜けるところに電気軌道車を走らせるという北海道の土木の計画がありまして川瀬さんが北海道の職員と一緒に立木を縫ぎながら進んで行ったら、ドライブツから向かってきた方と真ん中で会いました。向こうは、軌道車を走らせるのに測量してきたと言う事で著書の中に書いてあったんです。町長は、農民が返せと言う方向で考えていると思いますが、私は、自然を残してもらいたいと言う事で色々な動植物が沢山あってこんなに豊かな土地だったと示している地域なので、温泉もできると言う事で憩いの場にしてほしいと思います。

以前このような質問があって実現させてやろうかと言う方向でこれからの議員、町職員の中で考える機会があったら、矢臼別の森の中に入ってどんなにすばらしい森なのか四季をとおして見ていただきたいと思います。先ほどの町長の答弁が最後だとして私の願いを込めての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番(田甫哲郎君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この空き家対策に関しまして私は、平成24年6月議会から今日まで4回に亘りその必要性を説いて参りました。いただいた答えは、実態を調査する事からあるいは、確実に実態調査を実施してでありました。昨年、再任用職員によって市街地の実態調査が出来たと伺っております。これを踏まえ再度この問題について質問したいと思います。この空き家対策の第一歩であろうと思われるこの実態調査この実施に4年もの時間がかかった事、更に検討するのではなく、実施するとしたこの議場での答弁、この答弁の重さについて町長の考えを伺っておきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず質問の内容にあります昭和24年の6月以降から27年

12月までで、それぞれ議員の方から色々のご質問をいただきながら、また町としても担当の方からお答えしている事でありますけれども、幾度と渡るご質問の中で、なかなか先に進めなかったと言う部分につきましては、これまでの結果かなというふうに受け止めております。議員おっしゃられましたように昨年、再任用職員の方に空き家の実態調査と言う事で積雪時期をはずして色々調査を進めて来たと言うところです。

今まで、その経過を踏まえながら昨年の再任用職員である程度の実態の把握はできたのかなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲郎君) この問題については、お答えいただいておりますけれども、時間の都合上、終わりたいと思います。今、課長から答弁があったとおり昨年、市街地だけだと思いますけれども、ある程度の実態調査を実施されたと言う事での答えでありました。その調査内容は、北海道の市町村が、この問題の調査をするに当たっての手引、あるいはチェックシートが道の方で手引きとして示していると思われるのですが、成された調査と言うのは、チェックシート等に基づいてされたものなのか、単純に空き家の数と現状判断の形での調査だったのかについて、どこの市街地でやったのか、各市街地における空き家の状況がわかるものがあれば簡潔でいいので教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、調査の実施の内容として道の方から示されたチェックシートを持ちながら空き家の実態調査を行ったかと言う事でのご質問だと思いますけれども昨年、再任用の方にいろいろ進めてもらった調査の内容で申し上げますとあくまでも、各自治会の役員の方々に空き家の状態になっているものがないか、あった場合は、場所の特定をして、その中で現状の確認をして建物の中には、当然入れませんので外側から見た建物の現況の写真と裏に回る事が出来たら、その写真を撮りながら市街地を中心に空き家の場所の状況を把握し全体として整理したと言う事になりますので、その具体的に示されているチェックシート内容を調査したかと言う事でいきますと、あくまでも現状の空き家の確認と言う事での実態調査だと押さえていただきたいと思っております。

それから今、申し上げましたように市街地を中心に地域別の戸数とその実態調査の中から得られたものをご説明申し上げますと霧多布地区で22戸、暮帰別地区で6戸、新川地区で4戸、仲の浜地区で1戸、琵琶瀬地区で9戸、散布地区で3戸、それから奔幌

戸地区で10戸、茶内地区で17戸、姉別地区で3戸合計しますと市街地を中心に空き家として把握した戸数と言う事でいきますと、全体では75戸これが昨年の実態調査の中で把握した戸数と言う事になります。

○10番（田甫哲郎君） 今の説明では、浜中地区は、空き家がないと言う事で判断してもいいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 昨年の夏から秋にかけて地域の役員と自治会の方に確認して調査しました。その時点で浜中市街地で空き家を調査した中からは、戸数がでてきてないと言う事で押さえていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 市街地全体で75戸の空き家があると調査ができていると言う事ですが、その所有者あるいは、相続の方についても把握が出来ていて、また、その方たちの連先等も把握できているのでしょうか、その数等も示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、申しあげました調査で言われた75戸の部分ですけれども、建物の所有者名あるいは、所在地それから町内に在住されているかどうかは、把握しておりますが全体として集計したものは、私の手元にはございません。今言った様な形の整理した台帳、その連絡先については、具体的に電話番号の調査台帳と言う事ではありませんので、あくまでも現在の建物のある所在の住所と所有者、町外町内を含めての知り得る所の現在の住所とその所有者で親族や親戚の方の住所まで確認できる台帳となっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 私が知りたいのは、75戸の空き家となっている所有者、例えば北海道外に転居していて建物の管理者が把握できない件数は、どのくらいあるのか、それが解れば今の答弁の中でお答えいただきたいと思います。

それと空き家調査結果のデータ等を個人情報に触れない範囲で示していただきたいと言う思いもありますので、そこら辺も考えていただきながら答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられたように昨年の実態調査の中では、現状で知り得る部分の情報として町内・町外の建物の所有者の住所に不明と言う部分もありますけれども戸数という部分では、全体を集計しておりませんが実際にその所有者が生存しているか、亡くなっているか、後は所有者がはっきりしているかと言う事での全体としての集計は、出来ておりませんが状態としては75戸の中に含まれていると言う事でお答えしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 情報の関係ですが公務員には、ご存知のとおり秘守義務がありまして更に税務課には、地方自治法第22条に秘密漏洩に関する事と第387条に土地の情報等を公開してはいけない情報の壁があるんです。今回平成26年に特別措置法が出来てこの条項の共有について特別措置法に基づいて、これから総務課長の方で空き家に関する計画等を作成すると思うのですが作成した後の情報を共有できるのは、あくまでも課内なんです。この情報を外にだすと言う事は先日、本別町で土地の情報を一般町民に提供したがゆえに犯罪になったと言う例がありました。これは、相続が絡む問題ですので、この土地の所有者の関係については、役場から財産が絡む事なので言えないんです。どうしても、その土地を知り得たいと言う場合は、地番を持って法務局に行けば申請が出来ます。その地番が誰のものなのかが分かれば、その納税義務者等の承諾、委任があればその土地、評価額とかの情報を教える事が出来るのですが一般的には、データの公開は出来ない事になっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 今後、これから多分、進めるだろうと言うお話がございましたので大変期待しておりますが、あくまでもこの建物等につきましては、所有者個人がしっかりと管理して責任を負うべき事であることは、間違いありません。私は、過去4回に亘り空き家となっている物件の持ち主の方に注意喚起をし、適切に管理してもらう為に個人の事だから知りませんと言う事ではなく行政課題として捉えて取り組む必要性があるものと質して参りました。これは大まかな数字ですが、この70数戸以上の空き家があると現状が分かった中で、今現在の行政課題として取り組む姿勢、この細かい内容については、後で伺いたいと思いますけれども、その必要性について今現在どう考えておられるのかを伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 以前、議員の方からも、ご質問があったとおり、この空き家対策の関係につきましては、町としての必要性を考えますと昨年、実施した調査で把握したものについては、適切に管理がされていない空き家については、地域住民の生活環境にも深刻な影響を及ぼすものでありますので、それらは昨年調べた75戸の部分と継続的に今後も発生するであろうと言う事もありますので、空き家の継続的な実態調査、実態の把握を今後も引き続き進めていかなければならないと思っています。それから市街地以外の部で農村地域、海岸地域確認が出来ていない部分もあると思いますので、こちらも含めながら今後、実態を把握すると同時に個別に緊急性があるものについては、その都度対応していきたいと考えております。それから議員おっしゃられたようにあくまでも所有者の方々が責任をもってやるという対策、この事も含めて所有者に対する適切な管理指導もありますけれども、先ほど税務課長も申し上げていましたが空き家の対策計画を策定をするという中で整理していかなければならないのかなと思いますし、また町民の方にも自己の所有する部分の管理もしっかり行ってもらい啓発など空き家対策の未然防止のためにも計画を作るような形のをこれから関係機関、関係課で進めていきたいと思っています。この空き家対策の部分の名称としては、庁舎内の関係機関で検討する会議も開催させていただいております。その中で、この空き家対策の関係を今後どのように進めていくのかの情報共有も含めまして今進めている最中ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 今現在、庁内でこの問題の検討会については、進んでいると言うお答えでありました。先ほど、税務課長の方から、空き家等対策推進に関する特別措置法が施行された旨のお話がありました。これは、27年5月に完全施行されており、これが出来た事で当初、各市町村で条例をつくってからでない取り組みなかったものが、この条例制定なしに取り組めるようになっております。これが1番の特措法の大きなところかなと思っています。この特措法に関しましては、管内では釧路市が今年の2月に釧路市空き家等対策計画というものを策定し、そして積極的に具体的な施策も展開しながら取り組んでおられます。かなり先進的な取り組みだと新聞等でも見ておりましたし、ホームページでも見ておりました。この釧路市で作られた対策計画の概要について、資料があるのであれば説明いただきたいのとこの概要のみならず現在、釧路市が具体的な施策を展開している内容もございます。これについて知っている範囲でお

答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられましたように釧路市で今年2月に釧路市空き家等対策計画これは、特措法が設定されて以降の計画を立てております。市で建てた計画内容の部分では、大まかに申し上げますと特措法の対策の方向性というものが、記載されておりますけれども、空き家等対策に取り組むべき方向性それから基本的な考えや空き家等の適切な管理の重要性、管理不全の空き家等がもたらす諸問題について市民へ広く意識づけする、そして空き家対策を計画的に進めると言う事で基本的にこのような形の中で計画が組み立てられているのかなと思っております。それから取り組みの展開と言うところでありますけれども、この空き家等対策計画を市で策定するまでに至った経過という部分で申し上げますと、市役所でも横断的な取り組みを進める為に関係部署で構成する連絡会議という形式のものを設置しております。この空き家等の特別措置法が制定された27年5月に1回目を開催していると計画の中でも記載されております。その中では、空き家の関係課での役割、協議していると言う事と全体では、対策計画を作るまでに28年の11月までで7回横断的な庁舎内の関係課による連絡会議を開いてこの空き家等の対策計画を11月末の段階で案を策定して最終的には2月に成案として釧路市の空き家等対策計画になってきたと言う事が記載されております。それから、期間の中で対策として取り組んでいるものが未然防止あるいは、所有者が責任をもって市民自ら取り組んでほしいと言う事で平成28年の9月号の広報で釧路、それから釧路市のホームページで所有されている方々が自ら空き家になっているものは、適切な管理をしなければならないと言う啓発を進めていると言う事でありまして。その計画の中に盛り込まれているのは、これから釧路市の方も実態調査、現状把握を進めていく中で空き家等の関係も出てくると思っておりますけれども、市でもこれからその計画に基づいた中で特定空き家を認定する作業とかを今後進めて行くと言う段階だと言われております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） もう少し釧路市の取り組みは、進んでおりまして実際、特定空き家等の話も出ましたけれども、この特定空き家に関しましては、リフォームなど出来ないだろうし解体するしかない物件につきまして費用の3分の1の上限30万円というものを設けました。この申し込みを受けてこの解体に助成するにあたる物件かどうか

かを更に判断して実際に支援をして解体するまで、新聞報道で7件が認められているとの事で釧路市ではそこまで進んでおります。今後この様な釧路の事例あるいは、他の町村も調べればもう少し色々な事例が出てくるのかと思いますけれども、まず、浜中町として先ほど課長がおっしゃったように今後、人口動態、人口減少率から見ても多分、減る事はなく増えて行くだろうと言う事が予想される訳で、それほど長い期間ではなく近い将来どんどん進んで行く中で、これから浜中町として、どのような取り組みをしていくのか、先ほど実態調査を続けて行くと言う答弁でありましたけれども、もう少し急いで浜中町としての対策計画を作る事を目指して、先ほど庁内の中でも既にこの話し合いをされていると言う話もありました。釧路市がこの計画を策定するまでにかかった期間も報告されました。ただ、このような事例がある事によってどのような物を作らなければいけないのか、どこの町でも同じ状態ですから、内容等につきましては解ると思いませんけれども、この実態調査も大事ですが、庁内で検討会を立ち上げて浜中町空き家等対策に係る計画を作る必要性について伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今後の取り組みという部分で早急にと言うお話がございましたけれども昨年の実態調査で現在75戸が把握されていると言う調査結果も得られております。また、引き続き発生するであろうと言う部分では、調査を続けて行くと言う事もあります。まず浜中町として先ほど申し上げましたように庁内の関係部署と協力しながら情報の共有とこれからの対策と言う部分、空き家等の対策計画に向けての協議検討と先ほど議員申し上げておりましたけれども、空き家の特別対策法が出来る前までは、各自治体においても条例を制定しながら、その対策をとってきたように見受けられます。当町としましては、平成27年5月に空き家対策特別法が制定された法律の中の第4条で市町村においては、計画を立てると言う事もありますので条例と言うよりは、よりきめ細かな釧路市の事例なども参考にしながら、浜中町の空き家等の対策計画を策定して行き関係課で集まり進んで行くと言う事では、ある程度方向性が見えてきたところであります。あとは、庁内の検討会議の中で引き続きこの計画に向けて、更に検討を進めて行くと言う事でこれから考えております。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですが、この際暫時休憩します。

(休憩 午後12時 1分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） では、続けさせていただきます。この空き家等対策計画を作る事がなぜ、必要なのかと言うと対策を進める上で、こういう計画を作り、そしてスケジュールを進めていかなければならないんですよ。先ほど道で空き家等のチェックシートで状態を把握すると言う事で、これらも全て計画をたてて、そして順次進めていかなければならないと思う訳ですよ。今現在、町で取り組んでくれている事は、空き家の把握が第一歩な訳ですけれども、それを踏まえて今後の対策として必要であるという認識が共通理解かなと思っております。これをより具体的で計画的に進めていく必要がこれからある訳ですよ。それで今後、町内で検討を重ねながらと言う話でありましたけれども、まず計画を作ると言う必要性、例えば1年かけて、この期間にこの計画の作成に向かって町内で取り組みを進めて行かなければ進まない問題かなと思います。先ほど課長から特定空き家の話もできましたけれども以前から私が感じたのは、過去4回質問する中で最終的に行政代執行に至ってしまうだろうと言う事がありまして、なかなか取り組みに進んでいかない原因だと感じておりました。私自身はこの行政代執行に関しては、反対ですよ。極力この方法で行かない為にも、このような取り組みを進めていかないと分からなくなって近隣に害が及ぶ事になった場合は、行政の責任でそれを撤去しなくてはならないと言う話になる訳ですよ。その場合に当然、町費でやらなくてはならない訳ですから、これについては、早急に取り組まなければならないという認識で聞いておりますので、それを踏まえた上で今後、時間をかけてと言う答弁ではなく出来る限り早く、この計画をいつくらいまでに作るなど、目標でもよろしいので、答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられている空き家対策の必要性という部分で申し述べましたけれども最終的には、色々な条件があるかと思えますけども道内の他の事例を見ましても新聞等でも記事として載っていると言う事もありますので、最終的に想定されるという事は十分理解しております。この空き家等の対策計画の作成に向けては、何度か庁内で検討会を開いておりますけれども、これを引き続き関係課と連携しながら協議して行くと言う事になりますけれども、その大前提となる今後の空き家等対

策計画については、まず釧路市の事例を見ましても庁内検討会議でも1年半くらいの期間を要し、これにたどり着いていると言う経過があります。まず浜中町としましては、昨年把握した実態調査等を基に検討会の中でいろいろと協議して対策計画の基となる素案という形で考えております。釧路市も一応、素案と言う形を経ながら最終的に計画の成案にたどり着いているようですが、この計画の方向性となるベースの素案を今後、関係する部署と協議検討を重ねながら年度内には、素案と言う形のものを作り上げて、それを基に計画案という形で作り上げて行きたいと思っております。必要最低限に素案と言う計画に対する方向性の考えとしては、年度内に策定していきたいと言う事で考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 今、前向きに年度内には、大まかな素案を作りたいと言うお答えでありました。仮に所有者が分からなくなった物件あるいは、分かっているけれど改善が見られない物件について代執行と言う形になると思いますが、今この計画を作っておく事により国の5割補助の撤去に関する事業もあります。空き家再生等推進事業活用がありまして、この中に2分の1国費と言う制度も出来ております。ですから最終的に行政代執行で尻込みをするのではなく、決してそこに至らないようにする為にもぜひ、浜中町が計画作りを所有者に知っていただく事で、より効果的なものになると思いますし、行政が動く事によって地権者の意識と言うのは、間違いなく変わります。27年にうちの地区で台風等により物置などが飛ばされた件がありました。これで地方におられる所有者に関して行政の方から連絡していただいた結果、わざわざ札幌から来て現状を見て地元の業者さんをお願いして危険なものについては撤去し、その後も年1回地元に戻ってきて除草剤を撒いておられたと言う事です。このような事から行政が動く事で所有者の意識改革というのは進むと思いますし、それを進める上でも私は必要なものかと思っておりますので、ぜひ極力早くそういう方向で動いていただきたいと思っております。この事に関しては、その計画が出来てからの話になると思いますが今、一戸建ての住宅を壊すとなれば100万円から150万円の費用がかかると思うんですよ。これを例えば高齢の方が所有しているので解体してほしいと言われても、なかなか難しいのが現状であります。それで先ほど言いました釧路市が3分の1の30万円を上限で助成する制度を作っています。この様に行政が後押しする事により、間違いなく撤去しなくてはならない物件についても進んで来ると思われますので、計画を作っておく必要があるのかなと思っ

ております。行政代執行に至った場合、多分150万円立て替えをして当然それは回収すべきものなのですが、そうなる前の手だてとして例えば30万円の助成で5戸撤去出来たとしたら行政代執行で1戸しか出来なかったものが5戸進む訳ですので、そういう観点からも、ぜひこの計画を早急に作っていただきたいと思っております。

次に今までは、個人の物件について尋ねてまいりました。それで町有のものにつきましては、学校の教員住宅、公営住宅につきましても、だいたい把握出来ておりますけれども、それ以外の町有の物件で使用していない空き家となっている物件は、把握していますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） ご質問にありました学校教員住宅、公営住宅以外で町有での空き家の物件数と言う事でのご質問でありますけれども議員もご存じだと思いますけれども空き家対策特別措置法の2条の中では、国と地方公共団体が所有している、あるいは管理するものについては、空き家特別対策法と言うところの空き家と言う定義からは外れております。その前提の基でご説明をしたいと思えます。

現在の町営住宅の状況を申し上げますと全体で保有している戸数が61戸ございます。今利用されているのが35戸そして利用されていない空き家が26戸と言う状況になっています。もう少し詳細の部分で申し上げますと老朽化が激しく利用出来ない空き家26戸のうち、24戸が利用出来ない状況として抑えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 町営住宅と言う事での話だったと思いますが、公営住宅につきましては、建て替えの時期が来た時に建設すべき古い住宅の撤去費の助成があると言う制度の中で、なかなか進んでいかないと言う事もあると思えます。それは、今少しずつ見直しをされつつあります。町有の物件に対しましても補助があるような方向に向かっていると言う資料もあるのですが実際に把握しているのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の国の補助の関係のご質問だったと思いますが、これについては、国の方でどのような財源対策をしてくれるのかと言う観点でのご質問だと思いますので、そちらからご答弁させていただきます。基本的に取り壊す建物の除去については、今まで財源措置がなかったと言う事でございます。

現在、財政サイドで抑えている財源につきましては、起債措置がされる様になっております。ただし、これはあくまでも起債措置がされるという事だけでございまして措置した後の元利償還金に対する交付税算入等というものは、無いという状況です。一時的に多額の費用がかかるという事になりますけれども、その起債を発行する事によって小分けで負担すると言う形が許されたと理解しておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この償還に関しては、例えば原則10年と言う規定がある中で多分、今現在そこまで踏み込んだ良い制度ではないと言う認識はありますけれども、ただ、今回の予算の補正にもでてくるかと思いますが、これについては、住宅に該当しないと思うのですが、公共施設等と長寿命化計画を策定する事によって、その物件に対する補修なども補助対象になるものがでてきている中で、将来的に除去についても国の方で何らかのアクションをおこさなくてはならない時代が来るだろうと言う中で、これを計画していく事により一早く乗れると言う事もあると思います。今年度、公共施設に関しましては、浜中生活館が800万円くらいかけて解体されるという事でありまして、一度に解体すると言う事は、無理な話ですので計画的にその老朽化の度合いにもよりますが例えば金額は、別として町有の住宅につきましても年1棟ずつでも進めて行くと言う計画を作らなくてはならないと思いますし、これを例えば予算ができて解体すると言う姿勢では、なかなか進まないと思いますので、空き家対策の計画とは別に町有物に対する状況で年次計画を立てて進めていかないと減らないのではないかと思いますので、その辺の考えについて最後伺って終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の取り壊しの計画の関係についてお答え申し上げます。内部資料と言う形になっておりますけれども取り壊しの計画はありまして、その中で財源の許す限りと言う事でこれまで予算措置をしてきたところであります。当然この取り壊し物件につきましても管理は、総務課と言う事でございますので総務課の方から各年度ごとに当初予算編成時に取り壊し計画に基づいて予算の要求がございまして、その中で取り壊し計画の建物の状況を確認しながら先ほど申し上げましたとおり財源が必要です。起債を発行したところで、いわゆる借金と言う形になってしまいますので、町の考え方としては、危険な建物で風等により他に害を及ぼすような状況になれば取り

壊すと言う事で予算計上させていただいておりますし、その他の部分については、1年待っても他に害を及ぼさないような状況であればその年によって計画はあるのですが、財源と睨み合いながら予算措置させていただいていると言う状況でございます。

今後、町の考え方としては、除却も必要ですが他に産業振興なども必要になりますので、財源調整しながら計画的に取り壊すと言う形で進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今年度、浜中生活館の取り壊しに至った経緯は、写真を見てのとおり屋根の飛散を防止する為にタイヤを載せたりする事で理解しております。本当に今ある物件を全て見て回って把握されているのかと言う心配もあります。うちの町にある物件についても、軒天破風が腐食によって傷んでいると言う所有のものもありますし、住民から要望があった場合に都度取り壊して行くと言う方向ではなく、やはりその管理としての責任がある訳ですから、そういう状況を毎年度、点検をしながら、財源の許す限りと言う話になると思いますけれども、これを予算措置して進めて行くべきかと思いますが、これについて現状把握をしっかりとされているのかと言う事もありますので、今後の対応の仕方についての答弁お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 議員おっしゃるとおりだと思います。当然、危険度を判定しながら、予算措置させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い一般質問をいたします。最初の質問につきましては、浜中町景観計画の策定についてであります。本町発展の生命線は、1次産業の振興にあり、その源は豊かな自然環境の恩恵であります。町は、自然景観や環境の保全を目指して、平成17年に浜中町環境基本条例を策定しております。条例の基本理念には、町民が快適な生活を営む上で必要とする環境を確保し将来の世代へ継承して行く事や卓越した環境を維持向上させる事に配慮されなければならないと明記されております。条例の基本理念を具体化する為に平成19年度に環境基本計画を策定しており現計画は、第2次計画で平成27年度から36年度までの10ヵ年計画であります。この計画の第1編総論としては、産業と自然環境の関係を良好に保つ事は、本町特有の重要な課題、優

れた自然環境を私たちの責務として後世に残して行く事が重視されております。

また、生活を豊かにする観点からも霧多布湿原や周辺の森、美しい海岸線などを保全して行く必要性が求められております。

第2編、各論の主要な施策として農村景観・漁村景観の創出。環境に配慮したまちづくりでは、経過について考えるため、地域住民との協議の場の創設に努めるとしております。

第3編では、環境保全創造に向けた浜中町民、事業者、行政が守るべき行動指針を掲げておりまして浜中町らしい景観の創出に向けた取り組み、行政が守るべき行動指針を掲げております。今年度の町政執行方針の自然と共生し、景観と調和した快適なまちづくりでも、環境基本計画に基づいて本町の環境保全に関する施策の総合的・計画的な推進を図ってまいりますと述べております。今申し上げた環境基本条例・計画については、この中の景観に関する部分を読み上げました。今回の質問については、環境保全に関わって質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に景観法平成16年法律第110号、北海道景観条例平成20年同条例56号並びに北海道景観計画が策定されている事は、承知の事と思っておりますけれども道内市町村の景観保全条例等の制定状況について要綱も含めてお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 市町村の景観保全条例等の制定状況についてお答えさせていただきます。道内全179市町村のうち景観条例等が制定されている自治体ですけれども現在32市町村ございます。そのうち17市町が景観法第7条第1項において定められており景観行政団体であります。同法第8条第1項の規定に基づき条例が設定されており景観行政団体以外で条例を制定している団体は15市町村ですので32のうち法に基づいて景観行政団体で制定されているのが17でそれ以外は、15と言う形になってございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 私が調べたものは平成24年時点でありましたけれども、北海道の景観条例を除いて34市町村が条例や要綱を策定しているというふうに思っております。条例制定が27市町村ありまして、要項は7町村と言う事で道内の全体の割合からすると19%ぐらい作られていると言う事でありまして今、企画財政課長の方が多

分、正しいと思いますので景観行政団体が17あると言う事でそのとおりかなと思っております。私が調べたその北海道の景観条例の地図があるのですが多分、同じものを見ているのかな思っていますが、その中で示されている部分ですから、これで間違いないのかなと言うふうに思っております。ありがとうございました。

続いて2点目の質問に入らせていただきたいと思います。本町の景観条例制定に向けて平成21年の11月に霧多布湿原の景観形成保全協議会を設立しております。これは湿原に対する意識や経過に関する勉強会これを開いておりますし平成23年度には、地域の将来像などのアンケート調査と平成20年3月に景観条例と景観計画を制定している清里町を視察しております。この視察の中には、自然景観に配慮した町並みの形成と共に景観計画の基本理念と基本目標を確認してきたところでもあります。同年12月の協議会、会長あいさつを当時の副町長でありますけれども、景観条例制定に向けて勉強会を進めている、今回もよろしくお願ひしたいと言う挨拶の後で清里町の視察報告が行われております。その報告会が平成24年の3月に第5回の協議会を行っております、その顛末を持ってこの協議会が開かれないで、今日に至っております。自然消滅をしたと理解していいものか、まだ私は生きているのではと思っておりますが、その辺の事情、これについては、この機構改革や人事異動などが要因になるのではと思っておりますけれども、今後ぜひ景観条例や景観計画を作っていただきたいと言う事を含めて湿原の景観形成保全に加えて海岸線の景観保全も含めた景観指定地域を定める視点をもって景観行政団体として独自に必要な規制が出来る浜中町景観条例と景観計画これを策定する考えはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の質問にお答えします。議員御承知のとおり現在、本町では景観保全条例等は、制定しておりません。これは景観法第7条第1項で景観行政団体は指定都市中核市その他の区域にあっては、都道府県とされ本町における景観行政については、北海道が景観行政団体として定めた北海道景観条例や北海道景観計画に基づくものと解してきた事によるものが一部ございまして、そういう関係から、現在に至っていると思っております。ただ景観行政団体ではなくても条例等を制定する事は、可能かなと思っております。しかしながら景観法第9条第1項に景観行政団体は、景観計画を定めようとする時は、あらかじめ公聴会の開催と住民の意見を反映させる為に必要な措置を講ずるものとする規定されております。本町は、景観行政団体ではありま

せんけれども、景観計画等の制定を考える時は当然、住民の意見を反映させる事が必要であると思っております。そのような事からアンケートの実施や法の規定と同様に公聴会等の開催も必要と考えているところでございます。また、議員おっしゃいましたとおり平成23年度に景観条例制定に係るアンケートも実施されております。その後23年ですので6年経過しようとしております。この間、再生可能エネルギーの推進等によりまして町内に多くの太陽光発電施設が建設されるなど本町の景観は、皆さんも同じ様な思いだと思いますけれども大きく様変わりしていると言うのも事実ではないかと思っております。町の景観については、町民それぞれの思いは、種々多様である事が想定されると思います。この様な事から法において住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと規定している事だと捉えております。本件に係る条例の制定については、先程も申し上げましたとおり住民アンケート等の実施や公聴会の開催と住民意見の収集に努め条例等の制定の必要性を検討させていただきたいと思っております。法第7条第1項で景観行政団体と言う事で定められておりますけれども指定都市、中核市その他の区域にあっては都道府県となっておりますけれども、道と協議をする事によって、その他の市町村でも景観行政団体になれると法では、規定されておりますのでその辺も踏まえて、それに向けて住民の意見や思いを把握しなければいけないと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、企画財政課長の方から出来ない理由が述べられたような気がします。私は景観行政団体にその他団体、市町村もなれる訳ですので、その方向を目指せば農地法とかで網がかかっている守られるんですよ。ところが海岸方面は一切なくこのように規制すべきものがないから、早急に必要ではないかと思うんです。確かに今までの平成21年に作り上げたその景観保全協議会については、湿原を中心とした景観保全をどうして行くかと言う事で勉強会を開催してきてそれに加えて先ほど課長が言われたように太陽光パネルとかが普及されてきて景観が以前から見れば変わってきていて様変わりしていると言うのも事実なんです。私も関連しているのですが湿原周辺は、NPO団体が湿原を買い取り守りそこに太陽光パネルを設置させないような形で動いてきて道路から海岸方面については、買い取りしていないので、その土地を買われて太陽光パネルができていたと言う実態なんです。それが果たして浜中町の景観として本当にいいのだろうか。ここで言っている浜中環境町民基本条例や基本計画の中で言って

いる事は、その美しい海岸線を保全して行くと言う事、行政・住民なりの務めなんです。そういう視点で物を見れば本当に道路周辺の海岸沿いに太陽光パネルを建て道路からは、海も見えないと言う状況が今後も続くとすれば景観環境行政団体に届け出をして、それによって条例、景観計画が作られて規制が出来ると言うような事になって来ると思うのでぜひ、必要であれば住民の意見とか公聴会をやればいいと思います。今でも勉強してきた積み重ねがある訳ですから、それを踏まえてそれに今度、海岸方面の部分を取り入れて作るという事でぜひ目指してほしい、これについては、できるだけ早くと思っていますが、この体制については企画財政課の環境政策係は、課長兼務で係が1人ですから、すぐにやってほしいと言っても、なかなか大変だと思っていますので、係長を配置するとか職員を増員してもらい、そしてこの計画の作成に向かってほしいと思います。が組織の体制を含めて答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金沢剛君） ただ今のご質問でございます。少し誤解があったと言う様な気がしますので、その辺を若干、訂正させていただきながら、答弁させていただきたいと思います。議員おっしゃるとおり太陽光パネルで道路から海が見えなくなったと言う様なお話も聞かれます。当時平成23年の時には、確かに霧多布湿原の周辺を特化したような形と言う事でございました。本来、浜中町の景観と言う事になりますと、全町的な課題だと町としては捉えております。先ほども述べさせていただきましたけれども、景観に対する町民の思いは、それぞれ若干違う部分、人それぞれの思いがあると思います。この計画につきましては、条例を制定している計画を策定している市町村や道の条例を制定してその中で計画を策定するという様な形で計画しております。

先ほど清里町の話をしていただきましたけれども、清里町は、景観行政団体に指定されております。近場では、中標津町が今年の2月だったと思いますが景観行政団体に指定されております。景観行政をするに当たっては、知事と協議して景観行政団体に指定されてその後、計画を策定するという事になると思いますけれども景観については、それぞれ思いがあると先ほど言いましたけれども、例えば子育て支援や福祉政策については、行政の思いで町民の為になるという事で目的地や景観の部分については、どこで線を引けばいいのか、例えば景色が見えなくなるとか、質問書にもありました風車のバードストライクの事もあると思いますけれども、再生可能エネルギーの推進と言う事も国で言われております。環境基本計画の中でも景観を守るっていう部分もありますし、逆に言うと

循環型社会と言う事も謳っております。その事も含めて調整する必要があり住民からも意見を聞く必要があるそのような時間が必要だと言う事で、先ほど答弁させていただきました。決して出来ないと言う事での答弁ではございません。制定するにしても住民からしっかり意見を聞いて皆さんが理解していただける観点での答弁だったと言う事でご理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今、うちの重要課題は、ご存知だと思いますけれども沢山ありまして定数を数年後を見据えて配置を重点化してやっていると言う事もあります。それで今、これまでの議会の議論も踏まえて現課の課長とも相談させていただいて配置するかどうかについては、できれば全部配置したいのですが、ポストがありまして空いている課とかもありますので、全体の職員数も見合わせながら、その施策の方向性としてはやると言う事ですので、その制定も踏まえてそういう意味では、現課の課長と調整の中で4月の人事に向けてどうするかについて判断をしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 前段の企画課長の方から言われた事なんですけれども、景観については、農村や漁村の景観も大事ですけれども、湿原周辺の景観も大事だと言う事で全町的な立場と言う事では、そのとおりでと思ひます。それで景観に関しては、人それぞれと言う事も確かにそうだと思うのですが、多くの町民や外部から来た方々が霧多布の雄大な自然それを求めて来たりしている中に突如としてまた違うものが出来たと言う話になってくるとそれを遮る訳です。それで北海道の景観形成の基準と言うものがあって地域の特性や周辺景観との調和に配置した建築物・工作物これらについては、勧告ができる主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物を建設した場合については、他一般北海道の浜中町の景観行政団体ではないですけれども一般的区域になりますからそのような基準の中にあるんです。ですから、その意味で私は、ぜひ北海道の基準の中の届け出制が必要でない部分で北海道の景観条例によりますと沢山でてきますので、景観行政団体になると独自で規制の枠が設けられて開発行為なり景観を阻害するような建物を海岸方面にも建てさせない、作らせないと言う事が必要になってくると言う想いから質問していますのでご理解をお願いしたいと思ひます。それと定数の関係ですけど企画財政課長の部署については、範囲が広くて財政の健全性も維持していかなければならない中でこのような仕事が増えると専門性と

う事が必要になってきますので、ぜひ今副町長が言われたように配置について検討をされたいと言う事ですのでお願いして3点目の質問に移りたいと思います。

昨年12月の議会全員協議会で小型風力発電についての説明を受けました。これについては、新川地区に建てる計画であります但し町の事業ではなくて現地法人として設立すると言う方向性であります。計画では14基の設置で町有地に2基、港湾用地に5基個人所有地に7基建設と聞きました。環境アセスは発電量20キロワット未満の場合、法的に実施しなくてもよいとの事であり北海道の景観条例上も問題がなくて景観計画の届け出は、一般区域で風力発電を15メートル以下であれば必要ないとの事でもありますけれども、3月の定例会の予算審議でも私、質問しておりますが新川港湾地域は、シギ類やアオサギ、タンチョウなどの野鳥が多く集まる干潟があります。大潮の時には、そこにアオサギがじっと見て小魚を狙っているんです。この様に小さな鳥から大きな鳥までそこに集まるんです。このようにバードストライクが起きる事が予想されるんです。低いところには、小さな鳥がかかります。この小さな鳥が順次食物連鎖ではないですが大きな鳥もいなくなる、この様な事は、環境上も良くないと思う訳です。

また今後、建設される新庁舎から大橋やその手前の潮路橋これを眺望する事になりますけれども、先の全員協議会の時点で議員の多くは景観上問題があると言うふうに私は、理解をしておりますし、3月定例会で私の後に質問した1番議員もぜひ、その辺は作らない方がいいと言う質問もしておりました。私が思うのは、せめて町有地や町が管理する7基分これについては、行政が守るべき責任で、これは浜中町環境基本条例の中にありますから、その中で町が守るべき責任において、必要ないと言いつつも環境アセスを設置事業者に求めた上で結論を出すべきだったと思うんです。北海道の景観条例上に問題がないとか、確かにありますが、その他に固定資産税が町の収入になるとか設置やメンテナンスは、地元業者で行えるので雇用の場が増えるなど、その様な話がされていましてけれども私は、10年20先を見据えて対応すべき事案であったのではないかなと思うんです。それで伺いますけれども、まだ現実的に設置されていない訳でありますので民間の部分の7基は別にして町が管理している7基の部分の港湾用地と町有地部

分については、契約解除を求めたいと言う事でもあります。先ほども言いましたけれども海岸地区については、農家と違って道立自然公園やラムサール条約登録敷地であると言う事だけでは、規制が出来ませんので景観計画の作成によって規制区域を指定するなど

の対処法しか残っていないと言う事で先ほど企画財政課長が言いました様に景観条例の方が先でその後に景観計画と言う順序がありますので私は、もっとその景観条例よりも景観計画を先に作ってほしいと言う想いがありましたので、このようなお話しをしておりますので、ぜひその辺を含めて、この2点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず前段の契約解除の関係でございます。この事業につきましては、小型風車設置にあたりまして昨年8月に町有地及び港湾用地の使用申請がありました。町としましては、バードストライクの懸念などがありますけれども、明確な評価基準がありませんし経過につきましても客観的に評価する事は、非常に難しいところではありますが、国の国土強靱化基本計画でも推進されておりますし浜中町環境基本計画の範囲以内であり新エネルギーの推進と言う事で営利目的の企業ではなく利益の一部を地元へ還元すると言う地域貢献法人と言う事で9月に許可したものであります。既に町有地分につきましては、使用料をいただいているところでもあります。

なお、建設予定地の説明につきましては、まちづくり懇談会で報告しておりますが特段、反対の意見はありませんでした。そのような事から昨年12月議会の全員協議会で説明させていただいたところでもあります。設置業者からは昨年9月に許可がでましてから事務作業員が入っており既に国の認可もおり、現在は北電との協議中であると伺っております。契約解除につきましては、契約解除に当てはまる要件はございませんし相手方に非は、ございませんので出来ないものと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の話ですけれども、端的に言ったら契約解除は出来なくて、もう既に9月に許可を出しているし、後は北電との関係だけだと言うふうに理解をしましたけれども契約解除出来ないと言う事ですか。

町長にお聞きしますけれども環境基本条例あるいは環境基本計画に謳っている美しい海岸線を残すとか、あるいは一次産業の振興の源は豊かな自然環境の恩恵でそれが、上段に浜中町の生命線だと言う形で位置づけがされていて、その中で環境が悪くなるという事で人それぞれ意見があるという話もありますけれども我々が12月の全員協議会で聞いた段階では、景観上問題があるという事でした。しかしこれについては、もう法律的に指摘されるような事もないから、そのまま許可しましたという事でした。

これは、町長の判断ですと言われたんですよ。それで私は、担当者に対して最終的には、町長の責任ですから町長は、この環境基本計画なり環境基本条例に基づいて環境基本条例、環境基本計画をよりどころで先ほども景観に関する部分の話をしました、それらを咀嚼してどの様に思いますか。これについては、契約解除は出来ませんと言う事ではないのかなと私は、思うんですよ。やっぱり今からでも現実に発生主義ですから、そういう問題がでてきた地点で再度検討してその検討した結果、やっぱり景観を阻害する部分が多いから、せめて14基のうち半分の町分をもう一度、細工してもらえないかと言う形で業者に申し出をすとか、既に入ったものについては、還付すればいいのですからこのような考え方にならないのか、その辺をお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 本件につきましては、十分、商工観光課長を含めて協議してきました。基本計画、基本条例も含めてでありますけれども私は、それにあたって規模的な話になりますが、風車の大きさも含めて今、建っている大きさとは比べ物にならないくらいで、私としては最終的に解体する時に費用がかかり困るなと思うんです。その時の所有者が1つは、町の持ち物ですので解体しなくてはならないと思っています。今回の風車に関しては、小さいですので自分たちでも倒せるような風車であります。その意味からすれば基本計画条例を含めても商工観光課長からも、詳しくその話を聞いて実施すると言う事も含めて計画がありますが民地分と町分と言う形で今回、計画が練られております地番もその形で重なって出来ないと思いますから、きれいに整備されるという事で聞いておりました。私は、小規模でありますし、その中に納まると思っていますので許可をしました。今回この質問が出てきた段階でも一度、町長が決めた後に条件によって変える事があるかもしれませんが、ぜひ建てさせてもらいたいと言う事でお願いしたいと思っています。そして今まで進めて来たと言う事で、今まだ建っていないと言う状況ですが、まだ協議が進んでいないと言う事があります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長の立場もあますし、これ以上の答弁を求めると言う事は、無理だと思いますが、せめて今回の件は別にそのような契約解除が出来ないとすれば仕方ないのかなと思っています。先ほど言ったように私は、やる気があればもう一度、その業者に接衝してみると言う事が可能じゃないかなと思うんです。使用料や貸付料についてもその29年度収入ですから、歳入還付をすれば出来る話であるし、そんな事で

意見が合いませんけれども、将来的な方向、今回の分を除いて今後、同じような事が起こらないようにせめて先程から言っているように浜中町の景観条例そして景観計画を景観行政団体に指定してもらうような形で動いてほしいと思うんです。先ほど担当課長の方から検討しますという答えが出てきましたが、町長からも一言お願いしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 確かに途中で止まったと言う事もありますけれども、その理由としては、1番目、2番目その結果に将来的な事を含めてもう一度、関係団体を含めて協議して行きたいと思っています。時期としては、遅いと言う声もあるかもしれませんが、なるべく早くやりたいと思いますし地域的にも、部分的なところもあってもいいのかなと言う気がしていますので守るべきところは守っていくと言う事も含め今後、進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から前向きなお答えがありました。景観条例、景観計画が出来ないまでに新たな工作物等が出来る時には、対応していただきたいと言う事を申し上げて次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問ですけれども、地域おこし協力隊の募集についてお尋ねをいたします。3月定例議会で質問した答弁では現在、要綱等について準備作業を進めていると言う事で2名の協力隊員を新年度に募集をしますと言う事で業務は、観光振興や道の駅構想に繋がる活動に活用して予算を組んでいないので、補正予算で対応したいと言う事でありました。あれから既に6ヶ月経っている訳ですけれども、募集の概要と現状を知らせていただきたいと思えます。4月から9月までの町広報やホームページを開いてみましたがけれども募集要項の提示や募集の動きがまるっきり無いような状況であります。募集要綱は、出来ているはずですし何が原因で募集が出来ないのかを含めてお伺いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答えします。先に2名の協力隊を新年度募集すると言う事で観光振興や道の駅構想に繋がるという事でお話しをさせていただいておりました。新年度になりまして活用方法について改めて検討しております。現在の方向性と言う形でお答えさせていただきたいと思えますけれども、本町の地域おこし協力隊につきまして浜中町創生総合戦略でも、示しておりますとおり本町の課

題の一つである情報発信やPR不足、更には近年地方創生を図る手段として注目されており、特に北海道でも多くの自治体に取り組んでいる移住定住この2つを強化するという事で任用させていただきたいと思っております。議員おっしゃいますとおり半年が経過しようとしているという事で遅くなってしまったのですが、これまで道の駅の関係ですとか観光振興に対して実際に地域おこし協力隊を呼んで、すぐに実動していただけるのかという事で少し時間がかかってしまったのですが検討してまいりました。その結果、現段階で早期に着手するっていう事になると地域おこし協力隊を遊ばせかねないという判断がございまして、方向転換する形になってしまったのですが、今言われています移住定住等について、こちらの観点で地域おこし協力隊を募集させていただきたいと思っております。議員おっしゃいましたとおり募集要項や設置要項等は、内部的に事務を進めており案は完成しております。今、最終的な詰めと言う形になろうかと思えますけれども10月には、募集を開始して年内12月までの3ヶ月を利用して募集させていただきたいと考えております。当初から申し上げているとおり予算につきましては補正させていただきたいと言っておりましたので協力隊に係る人件費等については、12月定例会において予算要求をさせていただきたいという事で考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の話で様子は、解りました。ただ、どうして遅くなったのかという事では、活用方法を6ヶ月も検討しているという事では、どうなのかと思い、それは道の駅の関係があったからではないかというふうに思いますけれども、道の駅の関係については、3番議員から質問があると思いますので、その時に答えていただければと思いますが、私は3月の定例会で方向性を示した以上、この時点で既に要綱などが出来ていたはずなんですよ、だから新年度ですぐ募集しますと言ったのですが、それが6ヶ月延びてしまい率直に言えばそれが原因かなと私は、思うのでその辺は、きちんと認めた方がいいと思います。それで今後の10月から12月まで募集するという事ですけども総務省からの補助金とかについては、3ヶ月分しかないのですが、その辺は、どのように対応をするのか確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答えいたします。確かに道の駅の関係もございまして検討出来なかったという事で遅れてしまった事については、大変申し

訳ないと言うふうに思っております。その財源の関係ですけれども議員ご存じのとおりこれは、特別交付税措置でございます。地域おこし協力隊が設置している団体において特別交付税の基礎数値と言う形で報告して、それに基づいて特別交付税措置がされると言うふうに理解しております。3ヶ月経ちましたら当然その分の形で特別交付税を要望すると言う形になろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 了解しました。それと次年度以降の計画ですけれども数点、産業振興、地域資源の活用、地域の活性化地域間交流などNPOの話もあったのですが、その辺は次年度以降に検討される予定なのか、その辺だけ聞いてこの質問を終わりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。地域おこし協力隊は、今年度1名という形になってしまいましたけれども、この先も1名という事では考えてございません。今後NPO法人で展開される事業が町の施策と合致するものがあれば、そちらも考えさせていただきたいと思っておりますし、女子大生のアンバサダーの事業も展開されています。そちらの方と連携する事も一つの手だと思っております。その事から今後は1名を2名に更に2名を3名にと言う形で活用出来るものがあれば順次、追加で募集させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の答えで了解しました。最後の質問に入ります。庁舎建設等の財源対策について伺います。新庁舎の財源対策については、緊急減災防災事業債いわゆる緊防債で事業費100%が対象で70%が交付税措置されるという有利な制度を活用すると言う事でありましてけれども、これの採択の内示を受けているのか、その点を伺いたいと思っております。緊防債の対象事業については、本定例会の追加議案で予算化される実施設計あるいは、庁舎敷地の造成、庁舎建設工事防災広場、避難道整備工事の31年から32年度分が対象だと思っておりますけれども、残る道路整備33年分にかかる分の緊防災の期限や現庁舎の解体などについては、対象から除外されるという事が原則的に考えられる訳です。それで、私が思うには、それを含めて33年までいくけれども、道路も含めて一体的な整備だと言う形で継続費の設定をしたり翌年度の財源の起債を確保すると言う繰越明許費この方法による33年度の予算は確保できるし有利な制度

として活用できるのかなと思う訳です。それで中央省庁に町長自らが出向いて要請をすると言うような早急な対応が必要ではないかと思っておりますので、この辺の財源的な部分については、財政課長も私と同じ共通認識でいるのかなと思っておりますが、この中央要請の関係については、町長はどのように思っているのか確認をしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問にお答えします。財源の関係でございます。議員おっしゃいますとおり予定では、追加で実施設計費を追加議案で補正させていただきたいと考えております。その際、既に道の方と協議して起債申請の関係を協議させていただいております。こちらにつきましては、実施設計費も緊防債で起債計画書を作りますので、その中に建設工事の工事部分も含めて一体として計画に載せてその内の設計分で29年度予算と言う事で当然30年度、31年度、32年度と言う形の計画書になるかと言う事で協議させていただいております。実際に採択されるのか、されないのかと言う事では、起債ですので全体の事業と後は、計画書に基づいてと言う形になるのかなと思っております。4年間延長させて事業期間が1年はみ出る形が想定されております。その分につきましては過疎債で残るのが道路部分になると思っております。この庁舎が支障物件になり、これが道路部分になると思っておりますけれども、これについては過疎債を活用する事が可能だと言うお話をいただいておりますので、緊防債が延びなかった場合は、過疎債を活用させていただきたいと考えております。

なお、現庁舎の解体につきましては、道路の支障物件と言う事で起債対象と言う事も視野に入れながら申請させていただきたいと思っております。

また、継続費等と言うお話がございましたけれども今現在、予定の本工事につきましては、平成31年度当初予算と言う形になると思っております。予算編成の段階におきまして、改めて道と協議して有利な財源を活用すべく継続費か繰越明許費を設定する方がいいのか、そこら辺を上級官庁であります道と相談しながら予算措置をさせていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。今、釧路地方総合開発期成会を中心にこの間、要請させてもらっています。それと別に道、町村会においてこの緊防債の要望を浜中町長として2度ほど全道町村会の中でも、お話をさせてもらっていますし、その事をしっかりと国の方に繋がっていると言う事でありました。これから庁舎を建設するというのは、

浜中町にとって一大事業でありますので個別で動くなど必要な時期があるとするれば、町長の責務だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から今、積極的に動きたいと言うお話がありましたけれども町長が言われるとおり釧路町総合開発促進期成会あるいは、町村会とで庁舎建設財源関係について要望している事については私も知っております。これと合わせて釧路地方議員連絡協議会でも釧路振興局あるいは知事に対して要請行動もやっていると言う事は事実であります。そして地元の道議会議員小松道議を通じて庁舎建設に係る財源対策について要望をしている訳であります。その上で町長自らが支援してくれる衆参議員もおられると思います。衆議院議員については、農林水産委員長伊東さんや参議院議員もおりますから、そこへ足を運ぶ事によって、より確実な財源手当が可能になると私は、そのように確信していますけれども場合によっては、議会側も行動を共にする事があってもいいのかなと私は、思っているんです。ですから町長1人ではなくてそういう事も考えてもいいのかなと思っております。本町の財政健全化を維持していく上でこの財源対策は、絶対必要な事でありますから、この辺について再度、町長の思いを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 答弁が重なる部分があると思っておりますけれども、この事については、積極的に動かなければならないと思っておりますし地元選出の国会議員から支持された事を含めて活動していきたいと思っております。その場合によって議長にお願いする場もあろうかと思っております。その時は、またお願いをしてしっかり対策をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 通告しております2項目について町長にご質問を申し上げたいと思います。

まず1点目茶内診療所の休診と今後の医療体制についてです。茶内診療所の歴史は、浜中町史によると北海道庁の嘱託医療制度により大正14年に茶内駅前には拓殖診療所を新築し初代所長に桑畑壮太郎医師を招き開設したのが始まりであり、これにより茶内地区の時代が解消されたと記されております。後に昭和20年に厚生農業協同組合北海道連合会が厚生診療所となり、昭和42年に町との移管契約により町立茶内診療所とし

て今日まで長年に亘り本町の特に内陸部の地域医療を行ってきたところであります。本町にとって大きな役割を果たしている医療機関だと思っております。先の議会全員協議会において町長から、医師の都合より茶内診療所を9月末で休診したい旨のお話があったところがございます。私ども議会としても医師の都合を聞く限りこれ以上の慰留は難しいと判断し、やむなく了承したところであります。麻生医師には、37年という長い間、本町の地域医療により献身的に御尽力をいただいた事に議員の立場は元より一町民として心から敬意を表し感謝を申し上げる次第でございます。これまで、全員協議会において説明を伺っておりますが、あえてこの場においてお尋ねを申し上げたいと思えます。

茶内診療所が10月から休診と言う事で、これまでかかってきた患者さんへの影響も大きいと思えます。まず過去5年間の外来患者数を延べ人数でお答えをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 茶内診療所の患者数についてのご質問にお答えいたします。平成24年度から平成28年度のそれぞれ年度の年間延べ患者数でお答えいたします。平成24年度5224人、平成25年度4977人、平成26年度4540人、平成27年度4313人、平成28年度3900人となっております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 過去5年間の患者数をそれぞれ今、示していただきましたけども、浜中診療所でも年間の外来患者数が9000人余りだと思いますから、それと比較してもかなり多くの患者が茶内診療所で治療あるいは、薬の投薬をいただいていると言う事で、これが休診となるとかなりの患者さんに影響があるのかなと言うふうに思っております。ここで患者さんの傾向を教えてくださいなのですが、地域別に事務方でどのような資料を考えているか分かりませんが、出来れば内陸方面それから海岸方面と言う様な分け方でもいいと思えます。

それと患者の年代別ですが、全員協議会でも説明がありましたけれども、もう一度その辺も詳しくお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 地域別の受診傾向につきましての地区別は、直接収入がこちらに入ようになった1月からと言う事になりますと集計が難しかったので平

成26年度の浜中診療所に関するアンケートの結果として医療機関にかかっている方の居住地別の受診数が出されておりますので、その結果からお答えいたします。このアンケートに答えた方が5676人いらっしゃいました。それで普段、茶内診療所にかかっていると答えた方が618人いらっしゃいました。618人の居住地別の人数と割合でお答えいたします。茶内1区から駅東までの茶内市街の方が171人で28%。湯沸、霧多布、暮帰別、新川、仲の浜地区までの方が134人で22%。茶内農村連合会、茶内第一、茶内第三、西円朱別、円朱別地区の方が95人で15%。散布、琵琶瀬地区の方が80人で13%。浜中市街、熊石地区の方が54人で9%。姉別、厚床地区の方が49人で8%。榊町、奔幌戸、貫人地区の方が35人で5%となっております。海岸方面を集計しますと大体40%で市街地を含めた農村方面の方々が合わせて60%という事となっております。

それと年代別の受診傾向といたしましては、麻生医師との契約内容が変更されて茶内診療所の診療報酬に関してですが、町の方で受けるようになりました1月から3月までの受診された方の国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている受診者の年齢割合でお答えいたします。受診者246人のうち0歳から5歳の方が23名で9%、6歳から64歳の方が54人で22%、65歳から69歳の方が31人で13%、70歳から74歳の方が28人で11%、75歳以上の方が110人で45%となっております。高齢者の方が非常に多いという状況であります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 今、示された内容を聞いておりますと、もう少し内陸方面で受診される方が多いのかなと思いましたが、海岸地区でも40%という事で意外な数字が出たなというふうな気がしております。ただ、年代別ではやはり、高齢者が多いと言う事からすれば車で通院できる方は、それほど受診する病院が多少遠くなくても、影響はないのかなと思いますけれども、今後高齢化が進むに従って私も高齢者の1人になりましたので、将来を案ずる訳ですけれども、だんだん病院に通う手段と言うのが心配されてくるんです。今、茶内診療所が休診するという事が話題になっているのですが、お年寄りたちの話を若干、聞き及んでいるのですが、これまで身近にあって待ち時間も無く、すぐ薬の処方をしてもらえるので大変便利だったと言う事でしたが、今度は、1年分くらい貰ってこようかなとか冗談半分の声も聞かれるぐらい非常に頼りにしていた診療所がなくなるという事に対する不安な声も聞かれている訳なんです。今後、茶内診療所

にかかっていた患者さんは、どのようにして行くのか大変心配しております。

次の質問ですけれども、これまでの患者さんが希望する医療機関へ紹介状で対応すると言う様なお話ですけれども、今の段階で浜中診療所を希望する患者さんというのは、把握できているのか、まだ日が浅いですから難しいのかもしれませんが、把握できていればお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 今まで紹介状を先生の方で書かれた方が20名ぐらいいらっしゃるという事で聞いているのですが一番多いのが厚岸町立病院と浜中診療所と半々ぐらいというふうにお聞きしています。あと、姉別方面の方は、別海町立病院が近いので別海町立病院を希望される方、その他は中標津や釧路市内の病院と言う事で一番多いのが厚岸町立病院と浜中診療所というふうにお聞きしております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 浜中診療所、厚岸町立病院は近いと言う事で多いのだろうと思いますけれども、その方々の中で特に高齢者の方に関しては免許証を持っていなくて車での通院が出来ないと言う方への対応が重要になってくるのかなと思います。厚岸町立病院はともかくとして浜中診療所に受診される方々には、それなりの対応が必要かなと思いますけれども、前回の説明や今回の町広報のチラシによりますと、送迎手段としてはゆうゆへの巡回バスの時間を変更して通院出来る様な体制で対応したいと言う事で、これまでもゆうゆへの巡回バスを使って通院していたお年寄りの方もかなりいらっしゃるという様なお話を聞いております。その中で今後、高齢者が増えて、これから我々の年代が高齢化に向かって行く人たちは、それぞれ免許を持っておられる方も多いと思いますけれども、今だんだん免許の制度も厳しくなって昨日の新聞では、かなりこの免許を返上すると言う様な事も出てきております。運転したくても出来ないと言う様な状況になってくるし高齢者が増えてくるとこのような状況になる人も増えてくると言う事を心配される訳ですけれども、そんな中で、このゆうゆバスを通院バスとして利用する今の段階では、週1回と言う事になるのですが、それぐらいで対応出来ると言うお考えがあるのかどうかについて教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ゆうゆバスの時間を変更しての対応と言う事ですけれども、ゆうゆバスの送迎を希望される方は、健康推進係にご連絡をいただく事としてい

ますけれども、他に老人クラブ対象の健康教室などでもバスを利用される方がいないかなどの呼びかけを行っています。週1回のゆうゆ行きバスに乗る事が出来ない方、あと乗る事が出来て週1回で十分と言う方は、バスの利用をお願いする事になるのですが、それで十分だと考えるかのご質問に対しましては、個別でお話を聞く中でバス停まで行けない方やお体の不自由な方でバスに乗れない方などの場合は、65歳以上の方や身体障害者の方は社会福祉協議会に町で委託しております外出支援サービスの乗用車で送迎というのが利用可能な場合もありますので、状況をお聞きした上でご紹介をしたいと思います。今までも外出支援サービスをご利用いただいているのですが現在の利用者の中には、主に独居世帯とか高齢者夫婦世帯の方で登録していただいている方の人数は64名です。その中で茶内診療所に今まで行かれていた方が浜中診療所に変更したいと言うお話も聞いております。この登録者に関しましては2、3年に一度、町の包括支援センターの職員が独居世帯ですとか高齢者夫婦世帯を訪問して世帯の状況によって必要な外出支援サービスだけではなく例えば除雪サービスとか、いろんなサービスをご紹介して登録していただいております。加えて要介護者の方の送迎が必要な方については、ケアマネージャーが全てサービスを管理しておりますので、ケアマネージャーからもサービスの説明をしていただいております。利用していただいていると言うふうにしておりますので、まずは包括支援センターに困っている事があって相談して来た方については、必要なサービス全てをご紹介しております。

今後につきましても電話や個別の訪問とかで相談に応じて行きたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 巡回バス以外にも、いろいろと対応出来ると言うお話を聞いて若干、安心しております。特に免許を持っていないお年寄りの方は、そういう面で不安があると思いますから、これを何かの機会でもPRをして出来るだけ安心感を与えるような施策をとっていただきたいと思います。希望するところであります。

次に茶内診療所の今後についてですけれども、議会全員協議会において町長は、白紙ではないと言われました。存続は、難しいともとれるような言い方でしたけれども今後、茶内診療所のあり方について閉所と言う事を前提として協議を進めて行こうと言うお考えなのか、それについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 浜中町の将来の医療体制と言う事で過去に平成21年に町民の代表の方々に構成されました浜中町地域医療懇話会から出された提言書というものがあります。これは、いろいろな資料に基づいて将来の人口推計でありますとか、将来、町財政、患者数などを含めた中で皆さんに協議をいただいたところですけども、その中で将来の医療機関は1ヵ所にすべきであるというふうな提言がされました。この理由としては、老朽化した施設の新設と高額な医療機器の更新、後任医師と医療スタッフの確保などが容易ではない、それと人口減少や経済的な面で2つの診療所の維持管理が困難である事などが挙げられています。ただ、茶内診療所の今後についてと言うのは、これからやはり今の現状をきちんと把握した上で、今どう判断するのかと言う事が必要かなと思います。今後については、いつまで結論を出すかと言うふうに決めておりませんが、この提言書によるご意見を参考としながら今、現状の関連する資料を早急に整理した上で議員の皆さんとも協議させていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） これまでのアンケートの結果を基にしてと言う事で今言われた町内の診療所を1つにすべきだと言う意見や理由の中で医療機関が古くなっているし施設も古いと言う事は、当然の事だと思いますので理解は出来ます。だからと言ってこれまで長い間あった医療機関を辞めてしまうと言うのは、いかがなものかと思うんです。もう少し地域住民の考え方を聞きながら進めて住民に納得のいくような形で閉所と言う決断をすると言う形が望ましいのかなと思います。これは、地域からの意見を聞いた訳ではありませんけれども、できれば茶内市街周辺の住民との懇談会で今後の茶内診療所のあり方についての懇談会等も開催してみてもどうかと言う様な思いがあるのですが通告にありませんけれども、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。今、考えている事は、まだ十分ではありません。確かに閉所と言う事に関して言えば3月末に今の麻生医師の診療については、閉所になるのではないかと考えています。それで今、提言書でも書かれていて今の診療所の実態も含めてこれから十分協議しないといけないと考えています。その為には、今議員言われた地域との懇談会をやった方がいいと思っています。まず、麻生先生への感謝、年齢的な事も含めてなぜ閉所という事になったのかと言う事からお話していきたいと思

ています。その中でこの事が議論されるのかなと思っております。ただ、3月までとは、考えておりません。今の浜中診療所に対して医師の分も当然出てきますけれども、これから少し時間をいただいて議員の皆さんとも協議しながら少し時間をかけてやっていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 町長から前向きな答弁をいただいたと言うふうに理解します。ぜひ、そういう形で多少時間がかかるかもしれませんが続けていただきたいなと思います。それで通告はしていないのですが麻生医師とは、単年度契約で診療所の運営を行ってきたところでありますけれども、いずれ近い将来、今日のような事態が起こると言う事は、容易に予測が出来た訳ですよ。町としてこれまで、このような事を予測してどのような考えをお持ちで行動してきたのか、それともどのような考えでいたのか、いずれ麻生医師がやめると言う事態は予測出来たわけですから、それに対する対応策というものは、町長の胸の内では考えられていたのではないかと思いますけれども、その辺の何かの行動が起こされていたのであればこの機会に披露していただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） まず、行動はしておりません。それで今まで浜中診療所、茶内診療所を含めて医師との相互の情報交換を含めて今日まで来ましたが、医師は大変ですし難しいんですよ。行動を起こすとすごく混乱すると言う状況に今までなっていたので行動はおこしていませんでした。ぜひ、その事については議会とも協議の中でお話していきたいと思っておりますので、少し時間をもらいたいと思います。

○町長（松本博君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 確かに町長のおっしゃる事も理解できますが、医師も一人の人間ですから、それなりの考え方や感情等もありますので町長の行動によって大変な事態を引き起こすと言うような事もあり得ない訳ではないと思いますので、その辺は理解出来ますけれども、やはり浜中町の町民の命を守る最高責任者ですので不測の事態に備えると言う事も大事なのかなと言う想いで聞いたところでもあります。そこで仮に最終的な結論で茶内診療所の閉所と言う事になりますと浜中診療所の更なる医療体制の充実が求められると思うんです。診療所の医師の複数体制を整え緊急時には、浜中診療所に駆けこめば何とかかなと言う様な町民に対する安心感を持たせる事が行政としての役割と

して重要だと思えますけれども今後、浜中診療所の医師の複数体制を考えている事があればお聞かせをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今のご質問にお答えいたします。この件に関しましては、小川医師とも協議をいたしました但本人も1人体制でやると言う意気込みでありますので現段階での複数体制については、考えておりません。ただ、次年度以降になりますけれども学校健診等でどうしても小川医師との日程調整がつかない場合につきましては、今までどおり北大医師からの医師の派遣により対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 診療所事務長からお答えをいただくとおっしゃっていましたが、この浜中診療所については、町が運営しているのであって小川医師が運営しているわけではないんですよ。ですから今後、小川医師が1人でやると言う事で話を片づけてもらっても困るんです。あくまでも、やはり町長の考え方ではないでしょうか。所管の委員会でも浜中町の医療体制については、いろいろ視察とかもして提言書を提出しております。難しい問題である事は、私たちも十分承知はしているんです。ただ、将来どんどん高齢化が進んで他町からも負担金を求められている中で、やはり我が町の住民の命は我が町で守ると言う体制、考え方と言うのは、将来共にしていかなければならないと私は思います。その中で、茶内診療所が休診となって浜中診療所の医師だけでは当然、緊急時の対応は無理でしょうし、今後更に高齢化が進む中で高齢者の医療体制と言うものを充実していかなければならない状況の中で私は、1人では無理だと思うんです。仮に北大からの派遣医師が来たとしても、診療所にずっと居られる訳ではありませんから将来的には、やはり医師の2人体制と言うのは、必要不可欠かなと言う想いで質問をしております。ぜひ、その事について難しい答弁になると思えますけれども、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、小川医師が言っているという事で抑えておいていただきたいと思えます。責任者は私でありますから、これから詰めて行きたいと思えますけれども、ただ、今の医師の確保も含めて多くの課題を持っていると思っております。これからのどのような体制で持っていくのかを含めてしっかり私たちも、勉強して動けるよう検討し

て協議をさせてもらいたいと思っております。そういう意味で町民の命や健康を守ると言う立場を基本にこれから診療所体制含めて作っていきたいと思っております。また、しっかり指導または、ご意見もいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） この問題に関しては、難しい問題でありますので、具体的な答弁を求めても大変だと言う思いでありますので、町長の今の答弁で理解すると思いたします。できるだけ今後の浜中町の医療体制の充実に向けて、あらゆる角度から検討し進めていただきたいと言う希望を述べて、この質問について終わりたいと思います。

次に道の駅構想のその後と言う事でご質問を申し上げたいと思います。町長は、再選後の平成28年度の執行方針で新たに本町の産業振興施設として活用ができる道の駅の設置について町内の関係団体等と協議を進めて行くと表明されました。多くの町民が町長のこれまでにない選挙公約として高い関心を寄せたところでございます。その後の議会答弁で28年度早々に庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ仮称でありますけれども建設準備委員会、次に建設検討委員会の3段階で協議を進めて行くとされております以来1年半近くが経過しており最近、町民からも道の駅の事を聞かれ建設場所についてなど問われる事が度々あります。特に隣町の厚岸町のコンキリエや9月早々にオープンした大空町のノンキーランド東藻琴などが報道で取り上げられていられるのが、刺激になっているのではと思います。その後の協議の進捗状況について、伺います。

それぞれ順番に質問をさせていただきますので、質問にだけお答えしてほしいと思います。昨年度4月早々に町内にプロジェクトチームを立ち上げ推進計画を立てるとしていましたが、このプロジェクトチームいわゆる庁舎内の検討委員会推進会は、いつ立ち上げたのかお伺いをします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 質問にお答えします。議員おっしゃいますとおり3段階と言う事で推進計画に書いておまして具体的にいつと言う事は、申し上げられませんが出来る限り早くと言う事でお答えしていたところであります。今年度、職員による団体からの意見聴取を行う方向で検討を進めてまいりました。しかし町長が直に道の駅構想に関する産業団体の考えなどをお聞きするため今後、道の駅構想に係る理事者と産業団体、町との意見交換会を行う予定であります。こちらにつきましては、先月8月下旬に農協、両漁協、商工会の4つの産業団体に日程調整をさせていただきました。その結

果この意見交換会につきましては、10月4日に開催させていただくべく昨日、各産業団体宛に文章で通知させていただいたところであります。この意見交換会におきましては、道の駅に関する基本事項、町内検討委員会で上げられた意見などを説明させていただいた後、意見交換させていただきたいと考えている次第でございます。その意見交換会の結果を基に道の駅推進計画、道の駅基本構想が必要となった場合は、素案づくりに向けて取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 質問にお答えをいただきたいのですが、昨年度4月早々に町内にプロジェクトを立ち上げ推進計画を立てると言う議会での答弁がありましたから昨年度4月早々いつ庁舎内での組織を立ち上げたのかを聞いているんです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 庁舎内の検討委員会と言う形になってございますけれども昨年28年5月に立ち上げておまして、その後に検討委員会を6回開催してございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 28年度の5月に庁舎内で検討委員会を立ち上げて以後6回検討委員会を開催したと言う事で理解していいですね。そのプロジェクトを構成する課は、どのくらいあるのか構成する課について教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） お答えいたします。副町長筆頭にいたしまして企画財政課長、商工観光課長、農林課長、水産課長、防災対策室長となっております。その他に係長で商工観光課から2名の係長それと農林課から2名の係長、水産課から1名の係長、防災対策室から1名の係長、企画財政課につきましては、財政係長、企画調整係長となっております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 関係する課が構成されていると言う事は理解できました。これまで6回の会議を開催したと言う事で先ほど説明がありました。この6回での協議の内容について、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 町内検討委員会での検討事項についてお答えさせていた

できます。まず第1にテント市場に関してでございます。霧多布温泉ゆうゆですけれども、入浴目的の来客が多くテント市場の来客は、特に大半が町民で町外の方は、ほとんどいなかったと言う過去の経緯がありまして、その関係でゆうゆでは、特産品の販売増に繋がらなかったのも、その為に霧多布市街での開催に至っていると言うテント市場の事に関してでございます。

次に特産品開発販路拡大に関しての方向性等を議論しているところでございます。3つ目ですけれども本町のPRまた情報発信などに関して議論してございます。それに基づいて今後、設置場所や方向性について考えられる事、また施設の運営等について考えられる課題等を洗い出すと言う形で検討委員会で会議を開かせていただいたところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 推進計画なるものは、作成されたんでしょうか。例えば産業団体も含めた検討委員会を構成して、いつまでにこの結論を出すかと言うような他町の道の駅の視察などを含めて検討されているのかどうか、その辺について伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問についてお答えいたします。推進計画については現在、策定している形ではございません。先ほども申し上げましたとおり今後、産業団体と町長との意見交換会を開催させていただきますと言うお話をさせていただきました。運営等に関しまして産業団体等との意見調整を図りながら、その中でゴーサインがでたら取り進めたいと言う様な事も申し上げておりますので、そう言った経緯を含めまして来月になりますけれども、意見交換会を開いた後にその結果に基づいて推進計画という形に進んで行くものと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 10月4日に産業団体を含めた意見交換会を開催して、その中でゴーサインが出たら進めて行くと言う様なお話だったかと思えますけれども、これは産業団体や他のアドバイザーも含めた準備検討委員会と言う事ではなく、その前段の町長との意見交換会だと理解してもいいのでしょうか。私は、農協の幹部と話し合う機会があって道の駅構想について何か行政側から話があったかと言う様な問いをしたところ、日程調整の案内は先日きたけれども、それ以外は何も言われていないと言う様な答えが

返ってきました。これだけ町長の公約として挙げていて議会答弁でも産業団体や加工業者あらゆる方々と相談しながらやって行くと言う様な表明をされているのですから、やはり事前に、それぞれの団体に対して周知なり事前の準備をしてお知らせをして行くと言う事が筋ではないのかなと思うんです。いきなり案内が来て道の駅構想について意見交換会をしたいと言う様な事であっても、それぞれの団体における準備期間が必要なのではないかと思うんです。昨年の4月から1年半が経過しているんですよ、それで町長が選挙公約で掲げた公約ですよ、もう少しで町長の任期も折り返しですよ、このままでは町長の任期中に結論が出ない可能性もあるのではないですか、あまりにも遅い進め方でないかと私は思っているのですが、これまで時間がかかった要因は何か他にあるのか、それと先ほど言った様に意見交換会は、あくまでも事務検討委員会の前段と言うふうに捉えていいのかの説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） この件につきましては、28年度は4月ではなくて5月に設置いたしまして3回そして秋の9月、10月、2月そして今年の4月と言う事で内部で出来る限りの情報を抑えながら発信しようと思っております。先ほどもご質問がありましたけれども何をやっているかと言いますと例えば道の駅に関するこれまでの経過についてですとか、あるいは基本的な概要についてとか、本町における道の駅の設置について、あるいは道の駅準備検討委員会についてなど今後のスケジュールと言う事で6回やりました。それから内部でやっても、ある程度テント市場の件も含めました関係課から議論して、それに1年半が過ぎました。そんな事で内部協議は、やったつもりでおりますが、いずれ各産業団体のトップの方と町長とが自ら直に話をするという場が必要であろうと言う事で執行方針で町長は、申し上げております。ただ事務方としては、先ほども、ご指摘がありました。町長の任期中と言う事で遅いのではないかと言う事では、内部でも反省をしておりますけれども、今後その前段の意見交換を経まして早急に準備委員会あるいは、関係者との話の場を作って行きたいと思っております。実は、内部でも、いろいろ研修したり視察にも行ってきて当日、足りない資料につきましては、私どもの説明になりますけれども伝えながら、その中で今後の浜中町におけます道の駅に関しましてのご意向を確認したいと言う様な事での趣旨もありましたので町長に出させていただいて産業団体のトップの方々と議論をして今後に繋げたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 再度確認をしますけれども、これまで内部的な検討を重ねてきて産業団体が集めた時に提示する資料等を集めたと言う事だろうと思うんです。そこで、町長を交えて意見交換会での目的と言うのは何ですか、あくまでも設置に向けて決めると言うふうに理解しているのか、今後設置も含めた準備委員会それを咀嚼する為の前段なのか、その辺が見えないんですよ、町長との意見交換会で設置の方向を決めなのか、それともその前段なのか、その辺をはっきり私が理解出来るように答弁して下さい。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） この度10月4日に開催します各産業団体が町長もプラスの方の意識がなければ考えると言う事で議会の答弁でもありましたが、最終的には、それを確認しなければ事務方で突き進めない部分がありましたので、その為に色々な論点について内部で議論した内容につきましては、その場でプラス、マイナスの事があるだろうと言う事も添えまして、その場を設けてそれぞれの考え方を聞きたいと言う事でありますので、その後に実施に向けて行動に移りたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この件については、遅れていたんです。町長に責任があると思っております。ぜひ、これからやる方向でしっかりもう一度体制を立て直して理事者も含めて進めて行かなければ取り戻せないと思っておりますので、そういう方向で進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 今町長、副町長から答弁をいただいて、私の解釈では、産業団体の代表の方にそれぞれ集まってもらって道の駅を設置する方向で進めていきたいと言う様な理解をしましたけれどもそれでよろしいのか、その結論を出すのであれば、もう少しいろんな課題について産業団体やアドバイザー的な人も含めて検討する期間があった方がいいのではと私は、思うんです。物事は、やっぱり準備段階が必要だと思うんですよ。徹底的に議論して何度も回数を繰り返しているんな意見を聞いて、それで時間を費やすのであれば私は、いいと思うんですよ。ところが今、町長も認めている様にかなり遅れていると言う事で町長からのお詫びの言葉もあったのですが、本当の意味での真剣な意見交換会には、なつて来ないのかなと思うんですよ。ですから、先ほど言いましたように関係する団体には、せめて前もってこのような議論をしたいのでそれなりの準備を進めてほしいと言う様な事前の通知などあるのが当然ではないかと思えます。今

後、確認の意味でもう一度質問をしていますけれども、あくまでも産業団体と代表の方に集まってもらって、道の駅設置に向けて前向きに進めて行くと言う様な方向にしたいと言う町長の意向と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 基本的には、そのとおりだと思っています。出来るのであればこの10月4日その前にせつかく庁舎内でプロジェクトを作ってやってきた訳ですから、その報告も含めて情報をしっかりだして、それを出来る方向で進めて行きたいと思っております。

○3番（鈴木誠君） 終わります。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時59分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第54号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

◎日程第9 議案第55号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

◎日程第10 議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第54号ないし日程第9 議案第55号及び日程第10 議案第56号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第54号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について議案第55号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について並びに議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体とする一部事務

組合であります。本年6月1日付けで西胆振消防組合が共同処理する事務の追加に伴い西胆振行政事務組合8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合が構成する3町のうち、厚沢部町の脱退に伴い江差町、上ノ国町学校給食組合に名称変更となっており、それに伴い規約の別表の変更が生じたものであります。地方自治法第286条第1項では、これを組織する一部事務組合の規約を変更しようとする時は、関係地方公共団体の協議により、これを定めるとされており、第290条では、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第54号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第54号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は原案のとおり可決されました

◎日程第11 議案第57号浜中町一般会計補正予算第3号について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第57号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第57号平成29年度浜中町一般会計補正予算第3号についての提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、ふるさと納税返礼品に係る送料など今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出で2款総務費、その他一般行政に要する経費でふるさと納税返礼品を寄附額の50%から30%に変更することに伴う報償費1,900万円の減額及び報償費に含まれていた返礼品に係る送料として役務費1,429万6,0

000円の追加。新庁舎建設準備に要する経費で新庁舎地中熱調査委託料569万2,000円を増額するなど1,426万3,000円を追加、3款民生費では、障害者福祉給付に要する経費で前年度の国・道支出金の精算による国庫負担金補助等返還金307万2,000円を追加、常設保育所運営に要する経費で茶内保育所建設工事実施設計業務委託料の確定による執行残676万4,000円を減額するなど507万6,000円を追加、4款衛生費では、かんがい排水事業施設維持管理に要する経費で西円朱別浄水場ろ過原水ポンプ補修91万8,000円を追加するなど120万6,000円を追加、5款農林水産業費では、栽培漁業に要する経費で、保全事業補助336万4,000円を追加するなど439万9,000円を追加、9款教育費では、中学校管理運営に要する経費で霧多布中学校廊下天井張り張りかえ補修ほか136万円を追加するなど、215万7,000円追加。

以上により今回の補正額は、2,719万1,000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金559万7,000円、道支出金14万2,000円、繰入金336万3,000円、諸収入61万5,000円をそれぞれ追加、臨時財政対策債発行可能額確定により、1,315万9,000円を減額。不足する財源については、繰越金3,063万3,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、77億3,476万円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしました但詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第57号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第57号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

9番（川村義春君） 3点ほどお聞きしたいと思います。16ページ、その他一般行政に要する経費のふるさと納税返礼品に関して質問をさせていただきます。

これについては、説明のとおり返礼品を今まで5割だったものが3割に変更する事に

よる減と言う事で当初5,000万円計上しておりましたが、今回1,900万円の減と言う事で3,100万円なると言う事であります。歳入につきましては、当初1億を見ていた訳ですけれども例えば1万円を寄付した人については、3千円が返礼品の額に入って7,000円が町に入ってくると言う事で今までは、1万円で行きますと半分を返していた訳ですから、町の収入が増えると言う事になると思います。その増えた分で返礼品を作っている事業者に対しては、助成をすると言う事で産業振興に役立つし、またこの返礼品を作っている事業者の意欲をかき立てると言う事にも繋がるのかなと思いますので、その様な考え方を持てないかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと8月の5日の報道で今後は、返礼品の競争ではなくて、寄附の活用方法などが注目されていく事になるという事で、この返礼品目当てで納税した人に寄附が地域に役立った事を伝え、その地域のファンになってもらう努力も必要だと言うようなコメントがありました。それで私、3月定例会の時に質問をしておりますが、それに関しては、事業所に、お礼の具体的な使い道の事を入れるのも一つの方法だと言う答えが総務課長の方から返ってきましたが、その後その扱いについてどのようになったのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、18ページ、その他一般行政に要する経費の工事請負費であります。防犯街路灯設置工事であります。この説明で行きますと道道円朱別原野線防犯灯7基設置と言う事ですが、道道円朱別原野線で言いますと、どの辺に設置をされるのか、その場所を教えてくださいのと道道の敷地内であれば北海道建設管理部が設置すべきものではないかと思うんです。町で設置する理由は何か、そして、そのかかる電気料については、町が設置するので町が負担すると思いますけれども私は、北海道の敷地内で道が認めて防犯灯を設置するのであれば道道ですので電気料は、北海道が負担すべきだと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それと22ページ栽培漁業に要する経費のアサリ礁保全事業補助でございますけれども流砂防止、鋼矢板打ち込みと言う事で水産振興基金を活用する事で336万4,000円の場所と延長について伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 16ページのその他一般行政に要する経費のふるさと納税の返礼品に関する部分でのご質問ですが、確かに4月1日付け総務省の方から各自治体においては、過熱している返礼品の金額等について訂正をしていくようにと言う通知がご

ございました。それを受けて今回3千円と言う事でこれについては、1万円の寄附額に対して3千円と言う事ですけれども、このような形で返礼品の方の金額は、抑えてほしいと言う事での通達での補正であります。議員おっしゃられました今、従来であれば5千円の返戻品と言う形でその町へ入る分が今回3千円になる事によって、7千円になると言う事ですけれども、従来の部分で整理しておきたいのですが、この分では5千円の返礼品の中に送料などの手数料分が入っての5千円と言う事でございます。今回、3千円に返戻品の方の金額を減額させていただいたところに合わせて、その送料を別立てで町の方の役務費、通信運搬費の部分に予算措置をさせていただいたと言う事でございますので町の方で従来の5千円の収入が7千円に増えるという意味合いではなく、そちらの方に予算のシフトをしたと言う様な事になりますので実質的には、町に入る収入に関しては、従来とそれほど変わらないと言う事でご理解いただきたいと思っております。

それから寄附の活用方法という事で、6月定例会の時に一般質問の方でもございましたが、このお礼の通知の仕方に関して質問があったと思うのですが、今回予算措置させていただいている中に印刷製本費、それからふるさとパンフレットの作成委託料の返戻品の撮影、それからそれに要する需用費としての送付用の封筒などを準備させていただいて昨年、寄附をいただいた総件数9,255件の方にパンフレットを送付させていただいて昨年利用していただいたと言う事と新たに、これから10月の準備期間を経て11月からリニューアルした形の中で、返礼品のパンフレットを提供しながら、お礼と今後の活用を含めてお願いしようかなと考えているところです。

それから18ページの該当のその他一般行政に要する経費の工事請負費防犯街路灯設置工事につきましては、確かにこの場所は、茶内のセイコーマートの裏の道道、セイコーマート側から行きますと左手の方がずっと歩道になっているのですが、そちら側のほうに7基設置しようと言う事での概要であります。ここは、確かに道道でありますので当然、その辺の道道の敷地内に設置するのであれば道の方と言う事になるかと思えますけれども、これを道の建設管理部に紹介しましたところ、道も経費削減と言うところもあると思えますし回答としましては、交差点にはつけているのですが、道としても街路灯は、逆に経費節減のために間引きしている状態だと言う事でありまして道からは、その設置の対応が出来ないと言う回答をいただきました。もし対応するのであれば町の方でそれを設置しながら、町の費用でその辺を賄っていただきたいと言う様な事がありますので、それで今回、防犯灯という形で町が設置して、その電気代の費用も町の方で

負担すると言う様な考えで今回、設置の予算を計上させていただいたと言う事でありませす。

それと設置する理由としましては、セイコーマートの裏の方に住んでいる方で現在、茶内小学校、中学校へ通学されている児童生徒の方がいまして小学校では2名の方、中学校で3名の方、保育所の児童もセイコーマートの後ろの500mから600mの区間に3戸あるのですが、この子供たちが将来、学校に通学すると言う様な児童生徒、保育所の子供がおりますので、これから秋にかけて非常に日が短くなってきますので、その通学する時の帰り道が非常に暗いと言う事で保護者の方からもお話がありましたし、これを通じて学校からも私どもの方へ連絡がありましたので、これにつきましては、防犯上、必要だと言う事で判断し、道の建設管理部では、設置していただけないと言う事でありましたので今回、このような形で予算措置させていただきました。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。22ページの栽培漁業に要する経費アサリ礁保全事業補助でございます。この事業につきましては、散布漁業協同組合が実施する事業でございます。議員おっしゃいますとおり水産振興基金を活用した事業とさせていただきます。この事業の内容でございますけれども、火散布沼のアサリ礁保全と言う事でありまして、火散布沼にあります天然のアサリ礁、場所的には、丸山散布の漁港の物揚場の対岸にありますアサリ礁が天然礁と言う事でございます。このアサリ礁につきましては、名称が1の島から5の島までございますけれども、そのうち2の島、3の島、4の島と言われる部分のアサリ礁の保全をして行くと言う事でございます。既存の鋼矢板につきましては、漁港事業によりまして、昭和55年設置された鋼矢板で延長812メートルほど整備されてございますけれども、これが経年劣化で腐食していると言う事でございますので、アサリ礁の砂の流出を防ぐ為、その延長50メートルほどになりますけれども中古の鋼矢板を使いまして砂の流出を防ぐと言う事でございます。それで延長といたしましては50メートルでございます。これにつきましては、10メートルの区間が3カ所、20メートルの区間が1カ所と言う事で4カ所の区間で計50メートル砂の流出を防止するために鋼矢板を設置すると言う事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ふるさと納税の関係ですけれども、良く解りました。これにつ

いては、通信運搬費1,400万円この分がこれに変わるものだという事で理解いたしました。それと私が先程、3月定例会と言ったのですが、6月定例会の誤りですので訂正させていただきます。送料については、別立てで予算化しているという事で収入的には、従来と変わらないという事の理解もいたしましたので了解です。

それと防犯灯の設置工事ですけれども従来から北海道としては、確かに危険な箇所で交差点を除いては、電気料の節減をするという事で間引きしているのが実態だと言うふうに私は、聞いております。ただ道道敷地ですから道路占用とかをそこに作るという事になるんです。町の方から北海道に対して道路占用許可をいただいて、その上で設置をすると言うような事が必要だと思うので、その辺は建設課の方で理解していると思うのですが、その手続きがとられているのか確認をさせていただきたいと思います。

それからアサリ礁ですけれども、丸山散布の物揚げ場の向い側と言う事で2、3、4の島に10メートルの区間が3カ所で20メートルの区間が1カ所を設置するという事ですが、それは中古品を使って設置するという事で了解いたしました。先ほどの占用の関係だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 設置を予定しているところは、北電の電柱を利用させてもらいながら了解をもらった後に設置するという計画でいます。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 16ページの新庁舎建設準備に要する経費の地中熱調査委託料569万2,000円と20ページの地中熱調査委託料569万2,000円と言う同じ金額です。これについては、夏は冷房、冬は暖房に使える地中熱を使うと言う事は、分かるのですが、この569万円と言うのは、地下で大体何メートルくらいのところまで掘って管の太さは、どのくらいなのか、これを夏冬同じような形でやると思うのですが、メカニズムと言うのは、どのような形で出来るのか、その辺を簡単に説明して569万円のどのようなところにお金がかかるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長

○建設課長（渡邊馨君） ただ今の地中熱に対してお答えいたします。まず質問のあった件についてですが、夏は冷房、冬は暖房と言う事で今、動いておりますが当然、今回の調査によって採熱量がどのようなレベルまでとれるかと言う事も含めて検討した後、冷暖房までいけると言う事も含めて検討しておりますけれども、今現在の捉えは、庁舎

も保育所も冷暖房と言う事で捉えております。

続きまして地下どのくらいまで掘るのかと言う事でしたが、今回の設計では、102.5メートル、経18センチ弱でございます。メカニズムについては、100メートル掘り、その管にパイプを入れて例えば30、50、100メートルと順にどれだけの熱量がとれるかを試験的に測り、実際本工事が始まる前に議員の皆さんも視察等に行ってお存知かと思うのですが、地中熱のボアホールと言うものがありますが、その本数がいくらかになるのか、100メートルまで掘ったボアホールでなくても50メートルのものでもいいとか、採算性も含めて今後、検討するための今回の569万円の事業費と言う事になります。それで、どのような事を行うのかについては、地中熱の交換機の設置、これについては、102.5メートルを打ち込みます。それに対して熱の応答試験と言うものを行います。規定する採熱効率に関する基礎データの測定試験を行う事業でございます。これについては、1週間程度埋め込んで、どれだけの熱量がとれるか試す事業でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 102メートルまで掘って18センチの管を使ってと言う事は、完成時にこの場所をそのまま使うと言う事なのか、完成時には、新たに熱交換の機械を入れてやるという考えなのか、その辺を教えてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） ただ今の試験管の扱いについてお答えいたします。今回、先ほど申し上げた各1本ずつを埋め込みます。それに対して試験管と言っても1本200万円弱程度かかりますので今現在、検討しているのは、その管をそのまま置いておきたいと思っております。実際、庁舎となるとたぶん100本からの単位になるのかなと思うのですが、その一部として今後もそれを再利用するような形で考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ちょっと聞こえなかったんですけども、その管1本で賄うのか、その他にも何本も使ってと言う事なのか、その辺が聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 今の本数の件についてお答えいたします。実際、今回の調査

は、1本ずつ行います。本工事、庁舎でいけば1階から3階までの熱量をとる事を想定として動いていますのでそれに対して100本、110本のボアホールが必要になってくると思います。それにつきましては、露出するのではなくて地中に埋め込みますので、見栄え的には、それ程悪いものではないと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 16ページの地中熱に関してですが、この調査費に関しましては、1分の1と言う事でたぶん100%国の補助事業だと思います。実際の導入事業に関しましては、3分の2と言う数字があるのですが、この補助率について教えていただきたいと思います。

それと町有施設管理に要する経費で公共施設長寿命化計画策定業務委託料に関しまして伺いますけれども、この委託の完成品が出来上がるのは、いつになるのか、それと先ほどの補足説明の中で昨年、策定した総合計画に基づいて今回、個別に計画を策定すると言うお話でありましたが例えば文化センター、診療所など、この建物ごとの長寿命化計画をやっていくのかを伺いたいと思います。

同じく町有財産に関する修繕料ですがこれは、旧榊町保育所のたぶん外にある盤の交換と勤労青少年ホームの自動ドアと消防設備の補修と言う事でありましてけれども、この榊町保育所で現在、行われている子ども発達支援事業だと思うのですが、これは、榊町小学校での工事が終わった段階で、そちらに事業が移るのかなと言う認識でございましたが、もし違ったら言って下さい。その榊町保育所が今後どのような形で利用されて行くのか、それと同様の勤労青少年ホームも今現在の使用形態と今後の勤労青少年ホームの利用予定等がありましたらお知らせいただきたいと思います。

それと18ページ先ほどの防犯灯については、理解できましたが、たぶんこの金額では、6万円とありますのでLEDの金額だと思うのですが、その確認だけさせてもらいたいと思います。

20ページ茶内保育所の実施設計委託料の減額補正ですけれども、実施設計が出来上がって着工が30年度と言う認識でありました。それで今後、保育所が移るとなるとその通所道路となる現在の町道があります。ここは、6年以上、一部舗装が剥がれたままで砂利で対応しているような状況の道路であります。それで近隣住民の方々にとっても、支障があった訳ですけれども今後、交通量も増えると思いますし通所する児童が徒歩で歩く歩道も含めまして道路の補修計画等はないのかを伺いたいと思います。

それと24ページ中学校管理運営に要する経費で霧多布中学校ですが先ほど渡り廊下の天井補修と言う事でありましたが、どの様な状態になって補修に至っているのか、伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から地中熱の関係の補助の内容についてお答えさせていただきます。今回の補正ですけれども、新庁舎の分と保育所の分でそれぞれ歳出569万2,000円ございます。この事業の調査事業につきましては、基本100%補助で、ただし上限は1,000万円でございます。両方の事業500万円ずつで1,000万円の上限と言う事でございます。なお、この工事につきましては議員おっしゃいましたとおり3分の2と言う事で押さえております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 16ページの13節委託料、浜中町公共施設長寿命化計画策定業務委託料の838万1,000円の部分の何点かのご質問がありましたが、この委託の期間ですが、一応3月末までには、策定して納めて整理したいと言う事で予定しております。それから計画の内容につきましては、議員おっしゃられますように今年の3月に策定した公共施設等の管理計画部分の個別内容で住民センター等の施設関係、内容的なもので申し上げますと学校の施設、社会教育施設このようなものを今後の長寿命化に向けた施設管理のための目的としましては、トータルコストの削減それから今後かかるであろう修繕費このようなものを平準化する為の計画を立てて計画的な修繕、長寿命化に向けた取り組みを行う為の計画だと言う事でありまして、この中で調査した部分で早急に取りかからなければならない部分の年次を追いながら整理して、今後の改修を進めて行こうと考えております。この様な計画と言う事で抑えていただきたいと思います。

それから同じく16ページの修繕料のその他町有財産に要する経費の部分でありますけれども、榊町保育所の引き込みの修繕と言う事でありまして、この部分については、毎年施設の保守点検と言う事で業者さんに回っていただいている中で今、言っている基盤の取り換え等ですとかの指摘がございました。早急にこの部分については、電気系統と言う事もありますし対応しなければならないと言う事で今回、追加で補正させていただきます、その修理をしたいと考えた補正であります。それで現在の榊間小学校その後の施設の利用の関係ですけれども、現在の段階では、まだ未定なのかなと理解しております。ただ、施設を持って利用すると言う事になれば例年定期的に施設の保守

点検管理を進めて行かなければならないと考えております。

それから勤労青少年ホームのドア補修と消防設備補修につきましても、施設の定期点検の中で実際に補修が必要な箇所については、早急に対応しなければならないと言う事でありませう。

また、こちらの自動ドアにつきましても、この施設には、高齢者事業団が入っておりますし、またモンキーパンチコレクションも展示しております。この展示物を見たくて来客として来る方もおりますので、それに対応出来るように自動ドアの補修それから安全非常灯の玉が切れているとかもありますので、来場者が施設を利用する為には、早急に補修しなければならないと言う事で予算を計上させていただきました。施設の利用の方では、今申し上げましたように高齢者事業団、モンキーパンチコレクションでの展示と言う事で今後、利用する予定でおります。

それから18ページその他一般行政に要する経費の工事請負費防犯街路灯の設置の関係であります、これにつきましては、議員おっしゃるように1基当たり6万3,000円くらいで7基と言う事で計上させてもらっています。電球はLEDで設置しようと言う事で計上させていただいております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 20ページの常設保育所運営に要する経費の中で茶内保育所の次年度に工事を行う際のお話をされましたけれども、今現在実施設計が始まって保育所サイド、業者と詰めております。その中で今、町道の補修にと言う事で言われておりましたけれども、今現在考えておりますのは、警察署の横から入るような形、ですから道道から入るような形で保育所の施設を塀で囲うつもりでおりますので、外からは入らない形と考えております。それは、なぜかと言うと防犯上の問題もありますし、この場所は今年、熊も出ていますので保育士が見やすい形で道路を一本化した方が危険性も少ないのかなと言う事で今現在の設計の中では、そちらからしか進入出来ないような形をとっております。こちらに関しては、町道に関しては、今のところ考えておりませんでした。ただ今後、保育所が建つ事によって、保護者や子供たちが通るようになれば当然、補修を早急に行う必要があるのではないかなと考えておりますので、それにつきましては、速やかに対応する予定でおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 24ページの中学校管理運営に要する経費、霧多布中学校

修繕料についてお答えをいたします。

霧多布中学校につきましては、昭和50年代の建築でありまして建築から40年以上経つ校舎であります。内容につきましては、校舎1階から2階にかけての渡り廊下の天井の部分から雨漏りがしている状況であります。その事から天井部分の天井板等部分が抜け落ちている事から、それらも含めての工事内容となります。足場の仮設または、それら傷んでいる物の撤去、木工、板金等の工事内容となっておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗） 渡り廊下の1階から2階の渡り廊下の天井が雨漏りの原因で損傷したと言う事で、当然その上に屋根がありますが、この屋根の部分までは、補修しないで大丈夫なのかと言う素朴な疑問なんです。あくまでも雨漏りが原因なのであればその要因は、どうなっているのかと言う事がありますので、イメージが出来ないので再度、後で説明いただきたいと思えます。

それと20ページの保育所ですが、動線が現在ある茶内駐在所の下に取り付け道路を作って通所してくる保護者の車も入れてと言うお話だったと思うのですが、要するに駐在所のすぐ下にもう1本保育所に通じる道路を作ると言うイメージでよろしいのでしょうか。徒歩の子供もいると思うのですが、例えば道道の歩道を通らないで近道で行こうと考えて町道を通って保育所の近くまで来たけれど、あの町道からは保育所の敷地内には、入れない作りになるのか、この点も再度確認しておきたいと思えます。要するに回って駐在所の下まで行き、そこからでないとは帰れないと言う作りになるのか確認しておきたいと思えます。

それと長寿命化計画ですが、個別と言うお話だったので建物個々について今回作られるのかなと言う想いでありましたが先ほど聞いた範囲では、社会体育施設や学校施設でグループに分けて、その全体の中の管理計画を作ると言う位置づけかなと言うふうに伺ったのですが、個別の案件について見ていかないと多分全体も見えてこないのかなと言う思いもあるのですが再度、説明をいただきたいと思えます。

それと地中熱についてですが、その地中熱の装置の管を埋めてポンプを設置する工事は、解るのですが実際その建物の中に配管を通さなければならないんです。建物内部の配管工事業も工事の対象になっているのかと言う点で確認をさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会の方から先に答弁申し上げます。先ほど工事内容等について言いました板金部分と言うのが、屋根の部分の張替です。場所の部分ですけれども、渡り廊下と言いましたが端的に言いますと正面玄関から入りまして1階から2階に上がる廊下の天井だと捉えてもらえればイメージがわくと思います。その部分の補修工事と理解してもらえればと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） まず20ページの保育所の件についてお答えいたします。先ほど道道側から入ると言う事を想定して今、業者と詰めている最中ですが今現在、業者それから建設課の設計サイド、保育所この三社でしか協議しておりません。今後、当然そう言った事に関しては、父母の方にも報告会とかございますので今、言われたとおり確かに茶内橋北の下の方に住んでいる子供たちとかは、回るような形になって危険な事も想定されますので、それも踏まえて実施設計で協議して参りたいと思っております。また、それにつきましては、そこだけ開閉付きの柵を作るとか、いろいろな措置も考えられますので、今後それにつきましても協議して参りたいと思っております。

次に16ページの新庁舎建設準備に要する経費の地中熱の件でございます。先ほど工事費3分の2補助と申しましたけれども、それにつきましては、あくまでもポアホールの入り口までが3分の2そこからは、庁舎の電気設備工事の中での扱いと言う事になりますのでそこは、緊防債と言う事になります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 16ページの長寿命化計画の委託料の関係になります。それぞれ先ほど申しあげました様に住民センター等の施設関係それから学校施設関係、社会教育施設、スポーツ施設も含めてですけれども、個別にそれぞれの中の各地区の住民センターこれらの老朽化の現状とかを個別に診断して行くと言う形でそれにおける課題を整理しながら今後の改修を計画して行くと言う様な事ですので、それぞれの個別の建物ごとにも、老朽化の度合いに応じて現状を把握しながら計画を立てて行くと言う事になります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 学校、保育所関係については、解りました。地中熱の関係についても解りました。

それと今の長寿命化計画ですけれども3月末までには、完成させたいと言う事で若干、

関連になってしまうかもしれませんが、前議会で私は、茶内トレーニングセンターの現状についてお聞きしましたけれども、この施設が前回の地震でプレスが壊れていたと言う事で前回、私が聞いていたのは、今現在のトイレの数等を含めた中での使い勝手の悪さがあり、またトイレも相当傷んでおります。これは、避難所として町が指定している施設もありますし、どこの事業でやるかは別にしまして極力早い段階で対応してトイレの個室数も増やさなければ対応出来ない様な状態だと思いますので最後、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の長寿命化計画の関係についてお答えさせていただきます。今まで公共施設の大規模な改修につきましては、維持補修的な工事だと言う事で起債措置がないと言うのが現状でございました。昨年、公共施設総合管理計画を策定した訳ですけれども、その策定に基づいて個別計画をすれば今、議員おっしゃいました様に改修する事によって更に20年30年と長期に使う事が可能な事業に該当すると言う事で起債措置が創設されました。更に起債の元利償還金については、あまり大きくないのですが充当率90%で交付税措置30%と言う事で今まで一般財源もしくは、防衛の調整交付金で実施していたものが特定財源を使えると言う事になっております。そう言った事も含めまして今回の予算措置に至っている訳ですけれども当然、茶内トレーニングセンターは、避難場指定と言う事もありますのでまず、事業を活用する事によってトイレの改修などを取り進める事が出来て財源措置が叶うのかなと言う事で今回、今年度中にこの個別計画を策定したいと言う事での予算計上となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 16ページの先ほど9番議員も質問しておりましたけれども、業者に対しての支援策と言う事で、ふるさと納税1万円の寄付額の場合3千円の返礼品と送料別と言う事になりましたが、この返礼品の金額が5千円から3千円になった為にパンフレットを変更する業者もあると思います。それに対して9番議員も質問したと思いますけれども、金額3千円で業者に対してやってもらいたいと言う行政としての考えなのか、その点を答弁願います。また、新たに10月からと言う事でございますけれども業者もいろいろ募集したと思いますけれども、このふるさと納税の返礼品に対しての業者数を答弁願います。

それと18ページその他障がい者福祉に要する経費の中でシステム協議会負担金とありますが、これについては、制度改正でシステムの改修と言う事で負担しますけれども、これは基準規定があるのか、その点を答弁お願いします。

それと20ページ茶内保育所が実施設計を委託して改修に向けてスタートしますけれども住民の情報として今後のスケジュールを教えてもらいたいのと茶内保育所に関しては園児の数が増えていると言う事ですが現在、何名の園児が入所されているのか、それと実施設計にあたって全員協議会において説明がありましたけれども、その点に変更がありましたら答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 議事の都合により、あらかじめ延長します。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 16ページその他一般行政に要する経費の報償費から一連のふるさと納税の関係でのご質問かと思えますけれども今回、総務省の通達によって従来、予算措置をしていた返礼品の金額を3千円に減らし通達どおり3割にすると言う事で、この分につきましては、7月に返礼品を取り扱っておられる企業の方にもお集まりいただいて、ふるさと納税を総務省の通達により3割になると言う事での制度改正の説明とこれから今後、取り扱いとして3割と言う事で今までのパッケージから見ると従来は、送料込で5千円でしたけれども、それを送料抜きの3千円と言う形で新たにパッケージにさせていただく事での説明と、その中で議員おっしゃられますように3千円になったと言うところの支援策と言う形で今回、全体的に補正させていただいている中の委託料にもあります様にふるさと納税返礼品の撮影ですとか、パンフレット作成委託料を新たに3割にした返礼品を新たに撮影しながらパンフレットを作成して従来であれば、担当の職員が撮影したものをふるさとチョイスと言うサイトに載せていましたけれども、それを今回パンフレットでPR出来るような形のものとして返礼品を出していただいている企業の方から提供してもらい、これを美味しく見せたりする様な撮影や説明をパンフレットに整理させていただいて新たに11月から発信しようかなと言う考えでありますので3割のパッケージ部分の少なくともPR部分としては、このような形で支援できるのかなと言う様な事で考えているところです。

それで出品されている企業の方々の今時点で私の方で押さえているのは、9社ですが今、新たに先ほど申しあげました様に11月からリニューアルした形で、パンフレットに掲載していただく事とふるさとチョイスの方に撮影したものを利用させていただいて、ト

イトの方にその写真を載せると言う形で考えております。今、この予算措置がなされましたら、並行して新たにふるさと納税の返礼品として商品を出していただける企業の方を町内で募集しているところです。それを取りまとめながらパンフレット等に反映すると言う事で考えております。ですから11月からは今、募集している最中ですので何社の方が参加していただけるかと言う事が見えてくるのかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 18ページその他障がい者福祉に要する経費、負担金の道自治体情報システム協議会負担金についてのご質問にお答えいたします。

この度のシステム改修は、平成30年度に予定されております障がいの制度改正等に関わる改修となっております。この負担金についての計算方法でございますけれども、このシステムは、北海道自治体情報システム協議会北海道に加入している町村で支払っているものですが、総体に係る費用÷加入している26市町村で今回システムを使っている26市町村で単純に割ったもので計算をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 茶内保育所建設工事実施設計業務の今後のスケジュールについてお答えいたします。現在までに2回業者さんと打ち合わせを行いまして今後も協議を続けながら平成30年2月20日が完了予定となっております。これにつきましては、平成30年度に工事着工と言う事です。

それと2点目の茶内保育所の現在の入所児童数ですが、70名となっております。

3点目の実施設計にあたって変更についてのご質問に関してですが現在、協議をして業者と打ち合わせを行っている段階ですが今のところ大きな変更は、ない見込みです以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 16ページについては、解りました。18ページについては、単純に26市町村で計算して割ったと言う事ですが、システムですから、人数や人口に関係ないと言う事ですが、他の町村に負担をしなくてはならないと言う事で、これに関しては不公平がないのか、その市町村のシステムですので人数には関係ないのか、その点をもう一度答弁願います。

それと20ページですが、保育所長の方から完成するのが30年2月と言っておりますが32年の2月ではないかと思うのですが、こちらをもう一度、確認させて

下さい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） システムについての再質問にお答えいたします。システムの改修費用につきましては、人口等に関係なく単純に町村1システムに対していくらかと言う事になっておりますので2システム入っているところは、1システムの倍と言う事になるのですが、1つのシステムに対して単純に割った金額で請求されております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 実施設計の業務完了が平成30年の2月です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会 午後 4時56分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員